

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年8月10日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	酒井 隆
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集(売出) 内国投資信託受益証券に係るファ ンドの名称】	MHAM外国債券インデックスファンド(ファンドラッ プ)
【届出の対象とした募集(売出) 内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

MHAM外国債券インデックスファンド(ファンドラップ)

(以下「当ファンド」といいます。)

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権(以下「受益権」と称することがあります。)です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

また、当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

### (3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

注：電話番号はコールセンターのもので(以下同じ)。

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。(以下同じ。)

### (5)【申込手数料】

ありません。

( 6 ) 【申込単位】

申込単位は各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」による取得申込が可能です。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。なお、「分配金再投資コース」を選択されたお申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。

申込単位および取扱コースについては、販売会社にお問い合わせください。

当初元本は1口当たり1円です。

( 7 ) 【申込期間】

2021年8月11日から2022年2月10日まで

申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

( 8 ) 【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

( 9 ) 【払込期日】

取得申込金額は、販売会社が定める期日までに、販売会社にお支払いいただきます。なお、取得申込金額には利息は付されません。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、アセットマネジメントOne株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、みずほ信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

( 10 ) 【払込取扱場所】

取得申込金額は、申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

( 11 ) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

( 1 2 ) 【その他】

お申込みの方法

当ファンドは、ラップ口座にかかる契約<sup>1</sup>に基づいて、ラップ口座の資金を運用するためのファンドです。

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社にラップ口座を開設した者<sup>2</sup>に限るものとします。

- 1 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあります。
- 2 販売会社にSMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)にかかる契約に基づくSMA口座を開設した者を含む場合があります。

投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託振替制度(以下「振替制度」といいます。)においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

MHAM外国債券インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券への投資を通じて、FTSE世界国債インデックス（除く日本）に採用されている国・地域の公社債（以下「外国債券」ということがあります。）に投資を行い、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。

FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

##### <ファンドの特色>

- ・ FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。
- ・ 公社債への投資割合は、原則として高位を維持します。
- ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

1,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

##### <商品分類>

##### ・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	
	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ( )	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## ・商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

## &lt;属性区分&gt;

## ・属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリーファンド  ファンド・オブ・ファンズ
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回		為替ヘッジ <sup>2</sup>
不動産投信	年4回	日本 北米	あり ( )
その他資産 (投資信託証券)	年6回 (隔月)	欧州 アジア オセアニア	なし
1	年12回 (毎月)	中南米 アフリカ	対象インデックス
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	日々	中近東 (中東) エマージング	日経225 TOPIX その他 (FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース))
	その他 ( )		

1 当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・公債」です。

2 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## ・属性区分定義

その他資産 (投資信託証券)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
債券・公債	目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。 当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券に投資を行います。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (日本を除く)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が、日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
その他 (FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース))	目論見書又は投資信託約款において、日経225又はTOPIX以外の指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、その該当指数を表す。

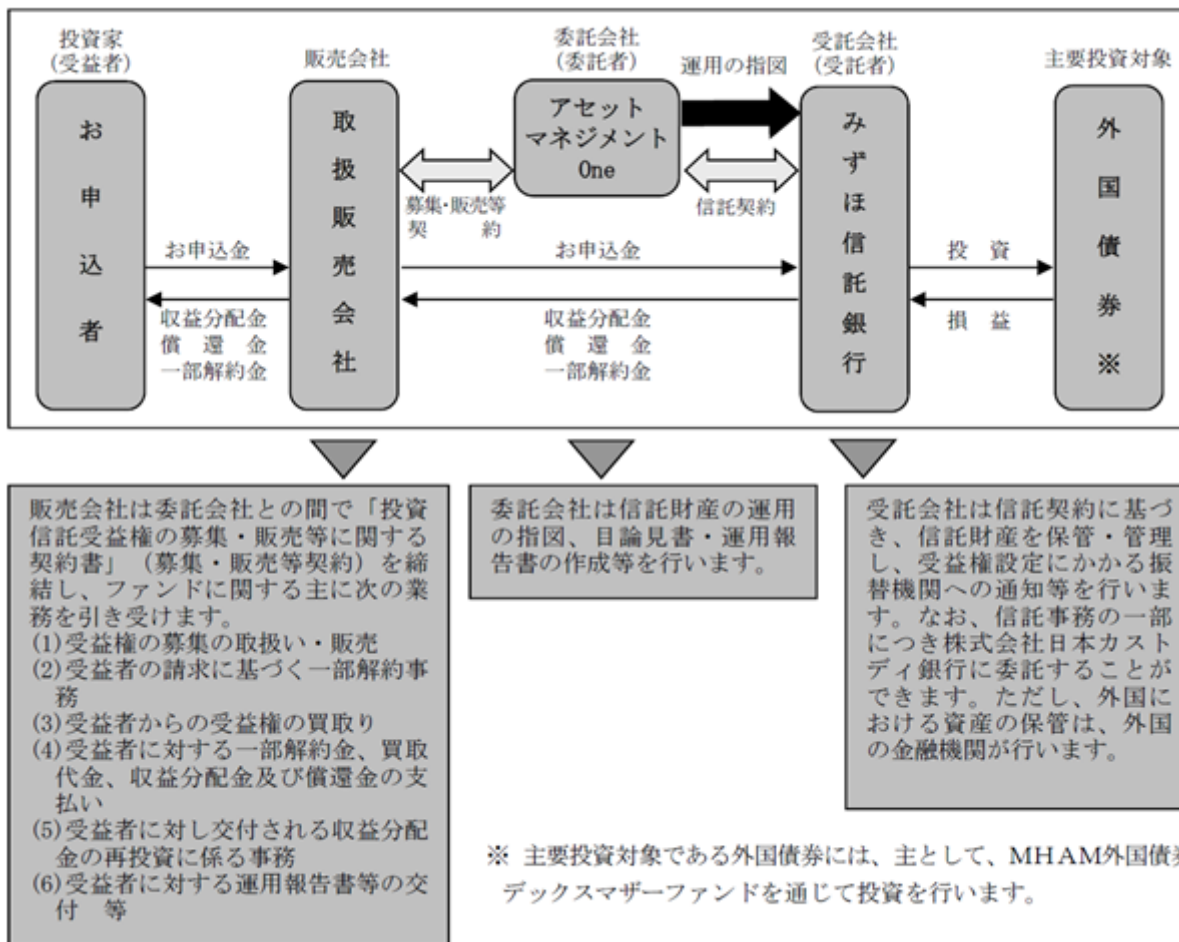
- (注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。
- (注2) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。
- (注3) 当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

## (2) 【ファンドの沿革】

2008年6月3日	信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始
2016年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継
2020年10月1日	信託報酬率（税抜）を「年率0.31%」から「年率0.115%」に引き下げ

## (3) 【ファンドの仕組み】

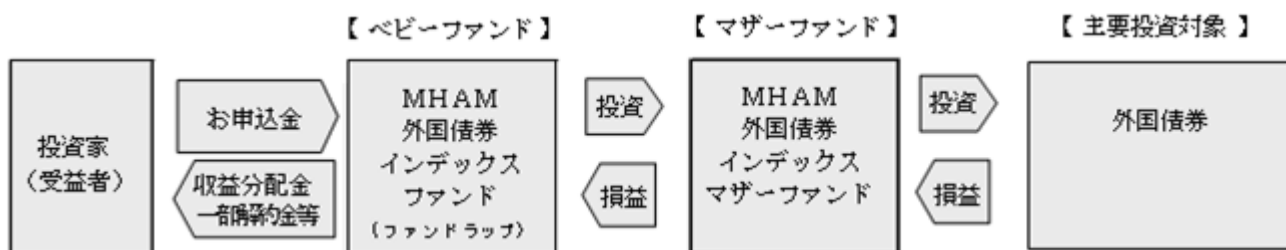
## 当ファンドの運営の仕組み



## ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは「MHAM外国債券インデックスマザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

## ファミリーファンド方式



ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。マザーファンドのほかに、公社債等に直接投資する場合があります。



## 委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

## 資本金の額

20億円（2021年5月31日現在）

## 委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIAMアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

## 大株主の状況

(2021年5月31日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 <sup>1</sup>	70.0% 2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% 2

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## 基本方針

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

## 運用方法

## 1．主要投資対象

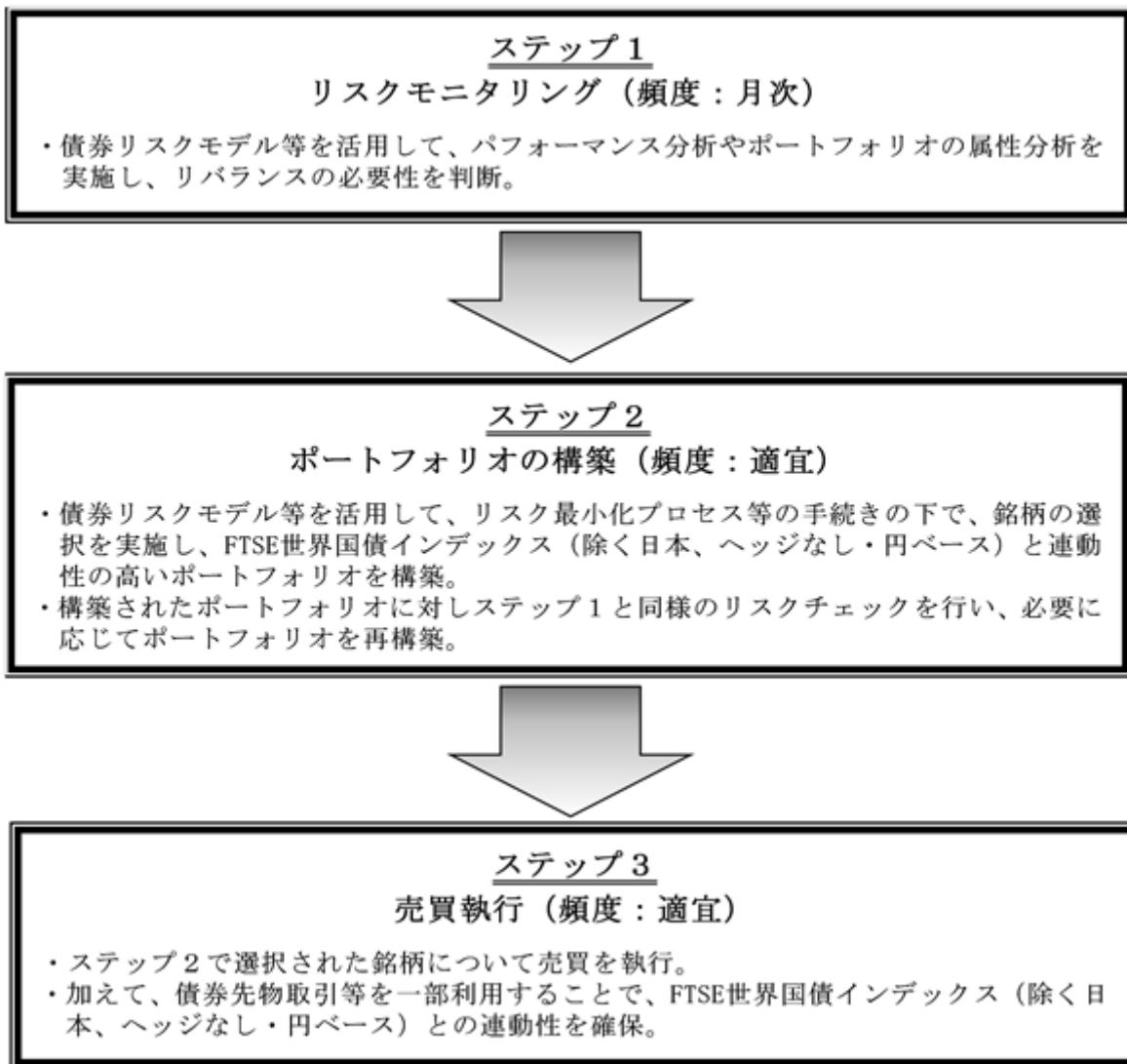
MHAM外国債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

## 2. 投資態度

- a. 主として、FTSE世界国債インデックス（除く日本）に採用されている国・地域の公社債を主要投資対象とするMHAM外国債券インデックスマザーファンド受益証券に投資を行い、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。
- b. 公社債の実質組入比率は、高位を維持することを基本とします。  
「実質組入」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額をいいます。（以下同じ。）
- c. 運用の効率化をはかるため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、公社債の実質組入時価総額と債券先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。  
債券先物取引等の詳細については、後記「(5) 投資制限 a. 約款で定める投資制限 有価証券先物取引等」をご参照ください。
- d. マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。
- e. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- f. 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。
- g. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

## ファンドの投資プロセス

当ファンドは、主としてMHAM外国債券インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じ、以下のプロセスにより外国債券に投資を行います。



なお、市況動向、設定・解約状況によっては弾力的に対処することがあります。また、モデルおよび使用するファクターについては、市場や経済の構造変化等に対応して、適宜見直しをすることがあります。

## （2）【投資対象】

### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - a. 有価証券
  - b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限りません。）
  - c. 金銭債権
  - d. 約束手形（a.に掲げるものに該当するものを除きます。）

## 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

## a. 為替手形

## 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるMHAM外国債券インデックスマザーファンドの受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人が発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使、株主割当または社債権者割当により取得した株券
7. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.～7.の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で15.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.から5.までの証券および8.の証券または証書のうち1.から5.までの証券の性質を有するものならびに10.の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、6.の証券および8.の証券または証書のうち6.の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、9.の証券および10.の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

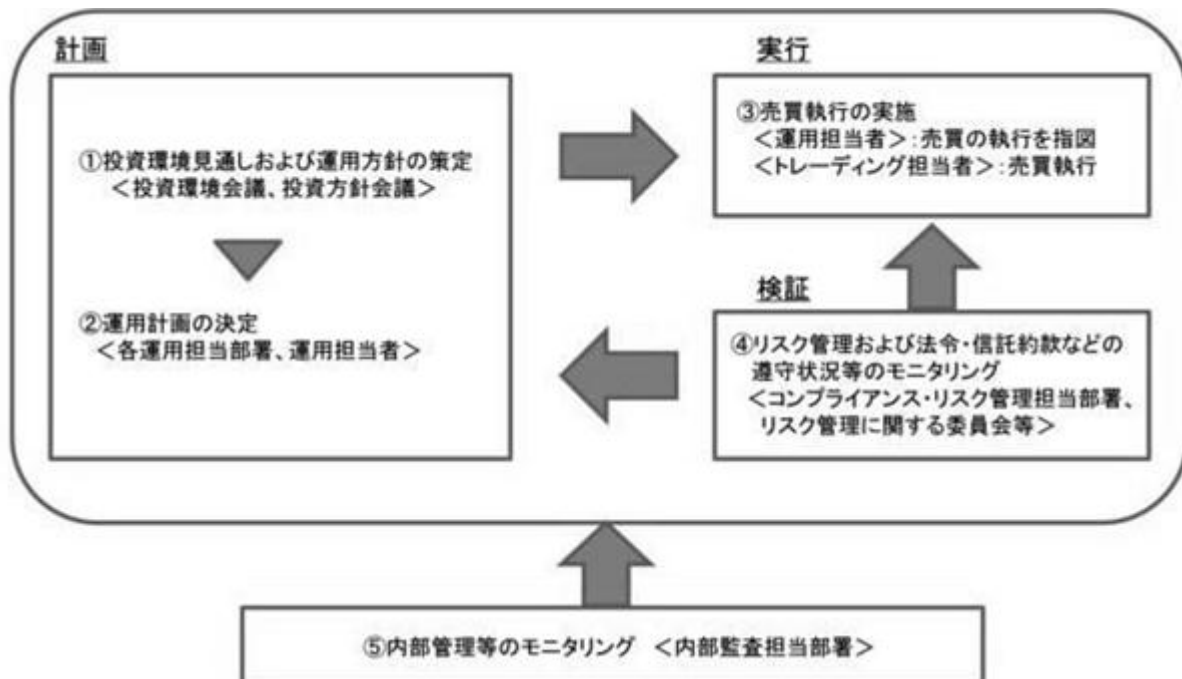
#### 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

### （3）【運用体制】

#### a. ファンドの運用体制



#### 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

#### 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

#### 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

#### モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

#### 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

#### b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

#### c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は2021年5月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

#### （４）【分配方針】

##### 収益分配方針

毎計算期末（原則として5月8日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益（繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。

2. 分配金額は、委託会社が基準価額の水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。  
将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### 収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に対し、お支払いします。

#### (5) 【投資制限】

##### a. 約款で定める投資制限

株式(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限、約款第17条、約款第20条および約款第21条)

1. 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使、株主割当または社債権者割当により取得したものに限り行えるものとし、その実質投資割合が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。  
「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)
2. 委託会社は、同一銘柄の株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
3. 委託会社が投資することを指図する株式は、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引(登録予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するものとしてします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

##### 投資信託証券(約款第17条)

委託会社は、投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

##### 転換社債等(約款第22条)

委託会社は、同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限および約款第29条)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 外国為替予約(約款第30条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 前記1.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と、売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 前記2.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
4. 前記2.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 信用リスク集中回避のための投資制限（約款第22条の1の2）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### デリバティブ取引等（約款第22条の2）

委託会社は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限り、以下同じ。）。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 有価証券先物取引等(約款第23条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。



2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### スワップ取引(約款第24条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引(約款第25条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 有価証券の貸付(約款第26条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を以下の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 公社債の空売り(約款第27条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前記1.の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### 公社債の借入れ(約款第28条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前記1.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 前記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

#### 資金の借入れ(約款第36条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金等および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b．法令で定める投資制限

同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・当ファンドは、主としてMHAM外国債券インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

#### 金利変動リスク

金利の上昇（公社債の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。また、残存期間の長い公社債の価格は、概して短期のものより金利変動に対して価格の感応度が高く（金利変動に対する公社債価格の変動が大きく）なります。このように、金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。また、当ファンドでは、追加設定・一部解約に伴う資金の流出入に対応することにより、公社債と債券先物取引等の合計の組入比率が100%を超える場合があります。

## 為替変動リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

## 信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。当ファンドが投資対象とする公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

## 流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する公社債等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

## カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。当ファンドの主要投資先となっている国（地域）がこうした状態に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

## <その他>

- ・有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- ・投資対象国において、税制、決済ルールの変更などにより税金や費用が新たに発生した場合や、外国為替取引規制や外国からの投資規制の実施などがあった場合は、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。
- ・当ファンドは、取引所における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

#### <その他の留意点>

当ファンドは、ベンチマークであるFTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の動きと連動する投資成果を目指しておりますが、追加設定・一部解約による運用資金の変動、インデックスの構成銘柄の一部を組み入れない場合の影響、銘柄ごとの組入比率がインデックスにおける構成比率と異なる場合の影響、債券先物取引を利用する場合のインデックスと債券先物の値動きの差による影響、売買執行に要する費用や信託報酬等が信託財産から支払われることの影響などにより、当ファンドの基準価額の騰落率と、同じ期間におけるベンチマークの騰落率との間に、乖離が生じる場合があります。

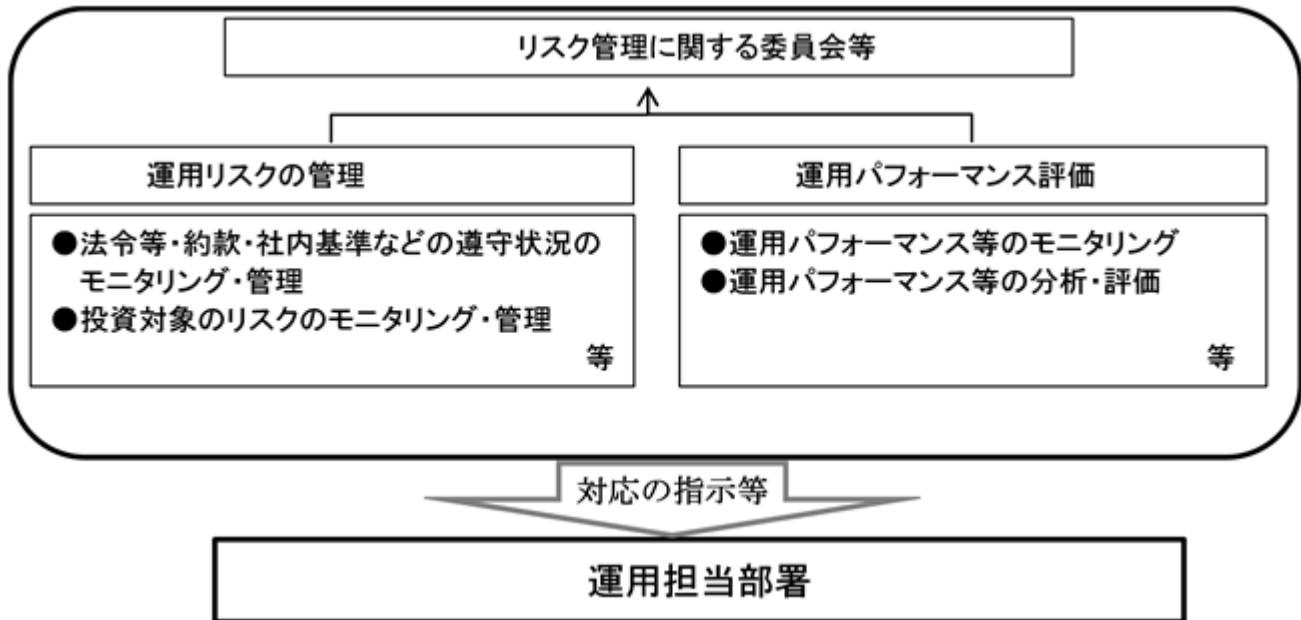
#### <収益分配金に関する留意点>

- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資家(受益者)のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## (2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



リスク管理体制は2021年5月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## <参考情報>

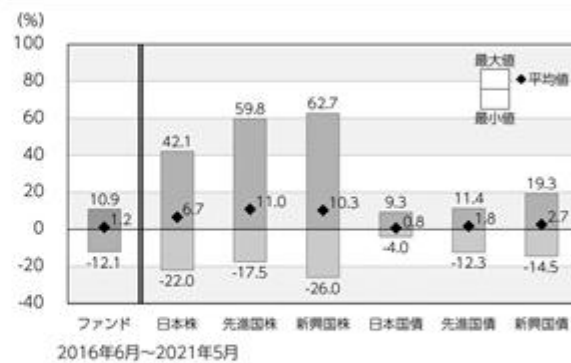
### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



\*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

\*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



\*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

\*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### 各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(後東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、後東京証券取引所が有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPMorgan GBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)	「JPMorgan GBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

ありません。

## (2)【換金（解約）手数料】

ありません。

## (3)【信託報酬等】

当ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.1265%（税抜0.115%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（税抜）については、以下の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
0.065%	0.010%	0.040%

信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税ならびに地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

## &lt; 信託報酬等を対価とする役務の内容 &gt;

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価



#### (4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

上記、 の手数料等(借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。)については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

#### (5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))および地方税5%)の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用なし)のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約時および償還時

解約時および償還時の差益(譲渡益)については、譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))および地方税5%)の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)を利用する場合、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

## 損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2021年5月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

### < 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照。）

### < 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

2021年5月31日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	3,177,247,438	100.00
内 日本	3,177,247,438	100.00
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	99,002	0.00
純資産総額	3,177,346,440	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

MHAM外国債券インデックスマザーファンド

2021年5月31日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	28,536,897,708	98.63
内 アメリカ	12,622,852,889	43.63
内 フランス	2,990,653,849	10.34
内 イタリア	2,749,578,748	9.50
内 ドイツ	2,177,643,855	7.53
内 イギリス	1,883,189,188	6.51
内 スペイン	1,754,202,101	6.06
内 ベルギー	675,837,231	2.34
内 オーストラリア	632,217,568	2.18
内 カナダ	583,011,238	2.01
内 オランダ	560,323,645	1.94
内 オーストリア	423,306,972	1.46
内 アイルランド	236,939,724	0.82
内 メキシコ	224,132,252	0.77
内 ポーランド	179,401,977	0.62
内 フィンランド	168,935,759	0.58
内 デンマーク	138,799,125	0.48
内 マレーシア	133,259,576	0.46
内 シンガポール	121,801,615	0.42
内 イスラエル	118,405,736	0.41
内 スウェーデン	93,063,753	0.32
内 ノルウェー	69,340,907	0.24
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	397,841,977	1.37
純資産総額	28,934,739,685	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

2021年5月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
----	-----------------	----	----	---------------------	---------------------	------------------	-----------------

1	MHAM外国債券インデックス スマザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	2,243,660,362	1.4018 3,145,180,789	1.4161 3,177,247,438	- -	100.00
---	----------------------------------	-------------------	---------------	-------------------------	-------------------------	--------	--------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2021年5月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

#### MHAM外国債券インデックススマザーファンド

2021年5月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	US T N/B 0.125 12/31/22 アメリカ	国債証券	182,201,600	100.01 182,222,949	100.02 182,251,418	0.125 2022/12/31	0.63
2	US T N/B 2.125 12/31/22 アメリカ	国債証券	160,249,600	103.30 165,539,086	103.19 165,370,074	2.125 2022/12/31	0.57
3	US T N/B 1.125 02/15/31 アメリカ	国債証券	159,152,000	95.92 152,661,580	95.96 152,736,184	1.125 2031/2/15	0.53
4	US T N/B 2.0 02/15/23 アメリカ	国債証券	141,590,400	103.33 146,308,234	103.23 146,164,430	2 2023/2/15	0.51
5	US T N/B 0.625 08/15/30 アメリカ	国債証券	158,054,400	92.10 145,576,742	92.22 145,761,963	0.625 2030/8/15	0.50
6	US T N/B 0.875 11/15/30 アメリカ	国債証券	150,371,200	93.97 141,307,808	94.08 141,478,150	0.875 2030/11/15	0.49
7	US T N/B 0.125 03/31/23 アメリカ	国債証券	131,712,000	99.97 131,681,128	100.00 131,712,000	0.125 2023/3/31	0.46
8	US T N/B 0.125 09/15/23 アメリカ	国債証券	125,126,400	99.84 124,935,776	99.88 124,979,766	0.125 2023/9/15	0.43
9	US T N/B 0.125 12/15/23 アメリカ	国債証券	109,760,000	99.75 109,489,887	99.79 109,532,761	0.125 2023/12/15	0.38
10	FRANCE OAT 4.5 04/25/41 フランス	国債証券	62,857,800	172.86 108,659,135	172.52 108,446,676	4.5 2041/4/25	0.37
11	US T N/B 3.125 11/15/28 アメリカ	国債証券	94,393,600	113.05 106,712,701	112.92 106,594,709	3.125 2028/11/15	0.37
12	FRANCE OAT 5.5 04/25/29 フランス	国債証券	72,219,600	145.14 104,821,910	144.70 104,502,338	5.5 2029/4/25	0.36
13	US T N/B 1.75 05/15/23 アメリカ	国債証券	97,686,400	103.22 100,838,312	103.16 100,777,258	1.75 2023/5/15	0.35
14	US T N/B 0.125 09/30/22 アメリカ	国債証券	99,881,600	100.04 99,928,419	100.05 99,932,320	0.125 2022/9/30	0.35
15	FRANCE OAT 4.25 10/25/23 フランス	国債証券	88,937,100	112.11 99,710,165	111.86 99,492,421	4.25 2023/10/25	0.34

16	US T N/B 0.125 08/15/23 アメリカ	国債証券	98,784,000	99.87 98,660,520	99.92 98,710,682	0.125 2023/8/15	0.34
17	US T N/B 2.875 05/15/28 アメリカ	国債証券	88,905,600	111.10 98,775,508	110.96 98,650,485	2.875 2028/5/15	0.34
18	FRANCE OAT 4.75 04/25/35 フランス	国債証券	61,520,400	160.22 98,573,029	159.95 98,406,063	4.75 2035/4/25	0.34
19	US T N/B 2.75 11/15/23 アメリカ	国債証券	92,198,400	106.35 98,054,437	106.25 97,968,001	2.75 2023/11/15	0.34
20	FRANCE OAT 2.5 05/25/30 フランス	国債証券	78,906,600	122.70 96,822,343	122.44 96,619,316	2.5 2030/5/25	0.33
21	FRANCE OAT 2.75 10/25/27 フランス	国債証券	80,244,000	119.80 96,139,052	119.60 95,979,366	2.75 2027/10/25	0.33
22	US T N/B 2.375 05/15/27 アメリカ	国債証券	88,905,600	107.92 95,955,534	107.83 95,868,712	2.375 2027/5/15	0.33
23	US T N/B 0.25 10/31/25 アメリカ	国債証券	96,588,800	98.17 94,823,036	98.23 94,879,629	0.25 2025/10/31	0.33
24	US T N/B 0.5 02/28/26 アメリカ	国債証券	95,491,200	98.86 94,405,732	98.90 94,446,764	0.5 2026/2/28	0.33
25	US T N/B 1.5 02/28/23 アメリカ	国債証券	92,198,400	102.49 94,499,756	102.40 94,413,320	1.5 2023/2/28	0.33
26	US T N/B 0.625 12/31/27 アメリカ	国債証券	97,686,400	96.48 94,252,111	96.48 94,255,926	0.625 2027/12/31	0.33
27	FRANCE OAT 3.5 04/25/26 フランス	国債証券	77,569,200	119.78 92,916,266	119.43 92,648,652	3.5 2026/4/25	0.32
28	FRANCE OAT 1.5 05/25/31 フランス	国債証券	78,906,600	114.05 89,998,665	113.85 89,840,924	1.5 2031/5/25	0.31
29	US T N/B 3.0 02/15/48 アメリカ	国債証券	77,929,600	115.05 89,661,655	115.03 89,646,434	3 2048/2/15	0.31
30	US T N/B 2.25 11/15/25 アメリカ	国債証券	83,417,600	107.10 89,341,551	107.00 89,256,832	2.25 2025/11/15	0.31

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2021年5月31日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	98.63
合計	98.63

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

（参考）

MHAM外国債券インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）

MHAM外国債券インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

### （３）【運用実績】

#### 【純資産の推移】

直近日（2021年5月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	1口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第4計算期間末 （2012年 5月 8日）	1,073	1,073	0.8326	0.8326
第5計算期間末 （2013年 5月 8日）	764	764	1.0711	1.0711
第6計算期間末 （2014年 5月 8日）	688	688	1.1456	1.1456
第7計算期間末 （2015年 5月 8日）	4,472	4,472	1.2692	1.2692
第8計算期間末 （2016年 5月 9日）	6,156	6,156	1.1695	1.1695
第9計算期間末 （2017年 5月 8日）	585	585	1.1876	1.1876
第10計算期間末 （2018年 5月 8日）	1,067	1,067	1.1995	1.1995
第11計算期間末 （2019年 5月 8日）	877	877	1.2144	1.2144
第12計算期間末 （2020年5月8日）	754	754	1.2545	1.2545
第13計算期間末 （2021年5月10日）	3,168	3,168	1.3392	1.3392
2020年5月末日	758	-	1.2806	-
6月末日	704	-	1.3006	-
7月末日	697	-	1.3131	-
8月末日	671	-	1.3111	-
9月末日	666	-	1.3168	-
10月末日	651	-	1.2970	-
11月末日	3,001	-	1.3102	-
12月末日	2,995	-	1.3210	-
2021年1月末日	2,974	-	1.3190	-
2月末日	2,913	-	1.3069	-
3月末日	3,030	-	1.3356	-
4月末日	3,165	-	1.3350	-
5月末日	3,177	-	1.3527	-

#### 【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第4計算期間	0.0000

第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第4計算期間	2.21
第5計算期間	28.65
第6計算期間	6.96
第7計算期間	10.79
第8計算期間	7.86
第9計算期間	1.55
第10計算期間	1.00
第11計算期間	1.24
第12計算期間	3.3
第13計算期間	6.8

(注1) 収益率は期間騰落率です。

(注2) 計算期間末が2019年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第4計算期間	508,600,321	2,127,539,272
第5計算期間	449,212,525	1,024,753,596
第6計算期間	147,791,808	260,571,829
第7計算期間	3,356,084,597	432,564,564
第8計算期間	3,375,137,591	1,635,816,790
第9計算期間	251,026,610	5,021,598,559
第10計算期間	674,425,567	277,346,551
第11計算期間	156,647,435	324,601,220
第12計算期間	223,000,403	343,446,631
第13計算期間	2,135,016,581	370,455,557

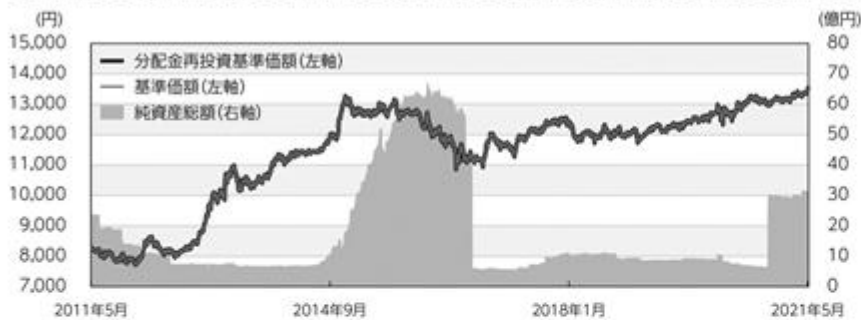
(注) 本邦外における設定及び解約はありません。



## 参考情報

データの基準日:2021年5月31日

## 基準価額・純資産の推移（2011年5月31日～2021年5月31日）



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。  
(設定日:2008年6月3日)

## 分配の推移(税引前)

2017年 5月	0円
2018年 5月	0円
2019年 5月	0円
2020年 5月	0円
2021年 5月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

## 主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。計理処理の関係上、一時的に100%を超える場合があります。

順位	銘柄名	比率(%)
1	MHAM外国債券インデックスマザーファンド	100.00

## ■MHAM外国債券インデックスマザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

## 資産の状況

資産の種類	比率(%)
国債証券	98.63
内 アメリカ	43.63
内 フランス	10.34
内 イタリア	9.50
内 ドイツ	7.53
内 イギリス	6.51
内 その他	21.12
コールローン、その他の資産(負債控除後)	1.37
合計(純資産総額)	100.00

## 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	US T N/B 0.125 12/31/22	国債証券	アメリカ	0.125	2022/12/31	0.63
2	US T N/B 2.125 12/31/22	国債証券	アメリカ	2.125	2022/12/31	0.57
3	US T N/B 1.125 02/15/31	国債証券	アメリカ	1.125	2031/2/15	0.53
4	US T N/B 2.0 02/15/23	国債証券	アメリカ	2	2023/2/15	0.51
5	US T N/B 0.625 08/15/30	国債証券	アメリカ	0.625	2030/8/15	0.50
6	US T N/B 0.875 11/15/30	国債証券	アメリカ	0.875	2030/11/15	0.49
7	US T N/B 0.125 03/31/23	国債証券	アメリカ	0.125	2023/3/31	0.46
8	US T N/B 0.125 09/15/23	国債証券	アメリカ	0.125	2023/9/15	0.43
9	US T N/B 0.125 12/15/23	国債証券	アメリカ	0.125	2023/12/15	0.38
10	FRANCE OAT 4.5 04/25/41	国債証券	フランス	4.5	2041/4/25	0.37

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2021年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

(1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、取得申込日が、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日またはロンドンの銀行の休業日のいずれかにあたる場合には、お申込みの受付はいたしません。

取得申込みを受けないこととする海外市場の休業日または銀行の休業日については、今後変更される場合があります。

(2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。

(3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、有価証券届出書提出日現在、「分配金受取コース」を取扱う販売会社はありません。

(4) 申込単位は、各販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

(5) 取得申込者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(7) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

(8) 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

### 2【換金（解約）手続等】

(1) 受益者は自己に帰属する受益権につき、委託会社に各販売会社が定める単位をもって解約を請求することができます。

解約単位は、販売会社にお問い合わせください。

(2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度に係る口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとし、

(3) 解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。ただし、解約請求受付日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日またはロンドンの銀行の休業日にあたる場合には、解約請求の受付けはいたしません。

解約請求を受付けないこととする海外市場の休業日または銀行の休業日については、今後変更される場合があります。

(4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	0120-104-694

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。(以下同じ。)

(5) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

(7) 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。

ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この日が前記(3)に規定する一部解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることが出来る日とします。)に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

## &lt; 主な投資対象の時価評価方法の原則 &gt;

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
公社債等	計算日における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。） ・価格情報会社の提供する価額
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。）に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

2008年6月3日から無期限とします。

## (4) 【計算期間】

原則として毎年5月9日から翌年5月8日までとします。ただし、第1計算期間は、2008年6月3日から2009年5月8日までとします。なお、計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

## (5) 【その他】

## 信託契約の解約

1. 委託会社は、次のいずれかに該当する場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることがあります。この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。ただし、当該信託契約の解約についての委託会社による提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合にも書面決議は行いません。

- a. この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。
- b. やむを得ない事情が発生したとき。
- c. 信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。

2. 前記1.により信託契約を解約する場合には、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
3. 委託会社は、次の事象が起きた場合、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。
  - a. 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
  - b. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
  - c. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

#### 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「信託約款の変更等」および「書面決議」に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
2. 委託会社は、前記1.の事項(前記1.の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、前記1.の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。ただし、当該重大な約款の変更等についての委託会社による提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。
3. この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
4. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

#### 書面決議

1. 委託会社は、信託契約の解約または重大な約款の変更等に係る書面決議を行う場合には、あらかじめ、書面決議の日および当該決議の内容に応じて次の事項をそれぞれ定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約または信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
  - a. 信託契約の解約の場合 信託契約の解約の理由など
  - b. 重大な約款の変更等の場合 重大な約款の変更等の内容およびその理由など
2. 書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この2.において同じ。)は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
3. 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- 4．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 5．この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- 1．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 2．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 関係法人との契約の更改ならびに受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

- 1．委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
- 2．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

<http://www.am-one.co.jp/>

#### 4【受益者の権利等】

##### (1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### (2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

##### (3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

##### (4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間(2020年5月9日から2021年5月10日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。



## 1【財務諸表】

## 【MHAM外国債券インデックスファンド(ファンドラップ)】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第12期 2020年5月8日現在	第13期 2021年5月10日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	1,715,776	2,569,298
親投資信託受益証券	754,741,882	3,168,792,248
未収入金	330,100	5,735,000
流動資産合計	756,787,758	3,177,096,546
資産合計	756,787,758	3,177,096,546
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	329,995	6,244,868
未払受託者報酬	247,755	662,671
未払委託者報酬	1,288,520	1,242,539
その他未払費用	16,758	54,412
流動負債合計	1,883,028	8,204,490
負債合計	1,883,028	8,204,490
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	601,762,263	2,366,323,287
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	153,142,467	802,568,769
(分配準備積立金)	40,660,123	121,260,720
元本等合計	754,904,730	3,168,892,056
純資産合計	754,904,730	3,168,892,056
負債純資産合計	756,787,758	3,177,096,546

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第12期 自 2019年5月9日 至 2020年5月8日	第13期 自 2020年5月9日 至 2021年5月10日
<b>営業収益</b>		
受取利息	-	4
有価証券売買等損益	27,901,389	127,891,066
<b>営業収益合計</b>	<b>27,901,389</b>	<b>127,891,070</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	436	171
受託者報酬	494,258	859,412
委託者報酬	2,570,360	2,126,575
その他費用	34,041	68,108
<b>営業費用合計</b>	<b>3,099,095</b>	<b>3,054,266</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>24,802,294</b>	<b>124,836,804</b>
経常利益又は経常損失( )	24,802,294	124,836,804
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>24,802,294</b>	<b>124,836,804</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	8,929,750	12,696,746
<b>期首剰余金又は期首欠損金( )</b>	<b>154,848,788</b>	<b>153,142,467</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額	59,418,053	640,484,757
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	59,418,053	640,484,757
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>76,996,918</b>	<b>103,198,513</b>
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	76,996,918	103,198,513
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
<b>期末剰余金又は期末欠損金( )</b>	<b>153,142,467</b>	<b>802,568,769</b>

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第13期	
	自 2020年5月9日	至 2021年5月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年5月8日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当計算期間末日を2021年5月10日としております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第12期	第13期
	2020年5月8日現在	2021年5月10日現在
1. 期首元本額	722,208,491円	601,762,263円
期中追加設定元本額	223,000,403円	2,135,016,581円
期中一部解約元本額	343,446,631円	370,455,557円
2. 受益権の総数	601,762,263口	2,366,323,287口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第12期	第13期
	自 2019年5月9日 至 2020年5月8日	自 2020年5月9日 至 2021年5月10日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(15,046,709円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(231,320,427円)及び分配準備積立金(25,613,414円)より分配対象収益は271,980,550円(1万口当たり4,519.73円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(34,517,419円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(56,958,711円)、信託約款に規定される収益調整金(1,044,031,136円)及び分配準備積立金(29,784,590円)より分配対象収益は1,165,291,856円(1万口当たり4,924.48円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第12期	第13期
	自 2019年5月9日 至 2020年5月8日	自 2020年5月9日 至 2021年5月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第12期 2020年5月8日現在	第13期 2021年5月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第12期 2020年5月8日現在	第13期 2021年5月10日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	18,986,501	116,550,899
合計	18,986,501	116,550,899

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第12期 2020年5月8日現在	第13期 2021年5月10日現在
	1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1,2545円 (12,545円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

2021年5月10日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	MHAM外国債券インデックス マザーファンド	2,260,516,656	3,168,792,248	
親投資信託受益証券	合計	2,260,516,656	3,168,792,248	
合計			3,168,792,248	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「MHAM外国債券インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## MHAM外国債券インデックスマザーファンド

## 貸借対照表

(単位:円)

2021年5月10日現在

資産の部	
流動資産	
預金	210,254,589
コール・ローン	19,935,830
国債証券	28,237,972,522
未収利息	148,692,441
前払費用	33,192,748
差入委託証拠金	49,656,324
流動資産合計	28,699,704,454
資産合計	
28,699,704,454	
負債の部	
流動負債	
未払金	1,729,959
未払解約金	7,071,000
流動負債合計	8,800,959
負債合計	
8,800,959	
純資産の部	
元本等	
元本	20,467,607,621
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	8,223,295,874
元本等合計	28,690,903,495
純資産合計	
28,690,903,495	
負債純資産合計	
28,699,704,454	

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 2020年5月9日 至 2021年5月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

項目	2021年5月10日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	11,785,412,583円
同期中追加設定元本額	15,452,470,988円
同期中一部解約元本額	6,770,275,950円
元本の内訳	
ファンド名	
動的パッケージファンド<DC年金>	84,984,294円
コア資産形成ファンド	68,714,955円
MHAM外国債券インデックスファンド（ファンドラップ）	2,260,516,656円
MHAM外国債券インデックスファンド<為替ヘッジあり>（ファンドラップ）	519,336,129円
MHAM動的パッケージファンド〔適格機関投資家限定〕	12,404,352,533円
MHAM外国債券パッシブファンド〔適格機関投資家限定〕	5,129,703,054円
計	20,467,607,621円
2. 受益権の総数	20,467,607,621口

## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2020年5月9日 至 2021年5月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。
-------------------	---

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2021年5月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短時間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	2021年5月10日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	893,373,136
合計	893,373,136

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

	2021年5月10日現在
1口当たり純資産額	1.4018円
(1万口当たり純資産額)	(14,018円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

2021年5月10日現在



種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US T N/B 0.125 01/15/24	800,000.000	797,531.240	
		US T N/B 0.125 01/31/23	730,000.000	730,000.000	
		US T N/B 0.125 02/15/24	800,000.000	797,468.730	
		US T N/B 0.125 03/31/23	1,200,000.000	1,199,718.740	
		US T N/B 0.125 05/15/23	550,000.000	549,709.950	
		US T N/B 0.125 07/31/22	490,000.000	490,344.520	
		US T N/B 0.125 08/15/23	900,000.000	898,875.000	
		US T N/B 0.125 09/15/23	1,140,000.000	1,138,263.270	
		US T N/B 0.125 09/30/22	910,000.000	910,426.560	
		US T N/B 0.125 10/15/23	730,000.000	728,716.790	
		US T N/B 0.125 12/15/23	1,000,000.000	997,539.060	
		US T N/B 0.125 12/31/22	1,660,000.000	1,660,194.510	
		US T N/B 0.25 03/15/24	700,000.000	699,753.900	
		US T N/B 0.25 06/30/25	500,000.000	493,398.430	
		US T N/B 0.25 07/31/25	730,000.000	719,278.120	
		US T N/B 0.25 08/31/25	590,000.000	580,573.810	
		US T N/B 0.25 09/30/25	720,000.000	707,878.120	
		US T N/B 0.25 10/31/25	880,000.000	863,912.500	
		US T N/B 0.25 11/15/23	800,000.000	800,843.740	
		US T N/B 0.375 01/31/26	800,000.000	786,937.490	
		US T N/B 0.375 04/30/25	560,000.000	556,401.560	
		US T N/B 0.375 07/31/27	500,000.000	478,554.680	
		US T N/B 0.375 09/30/27	520,000.000	495,909.370	
		US T N/B 0.375 11/30/25	600,000.000	591,796.870	
		US T N/B 0.375 12/31/25	800,000.000	787,937.490	
		US T N/B 0.5 02/28/26	870,000.000	860,110.540	
		US T N/B 0.5 03/31/25	560,000.000	559,606.250	
		US T N/B 0.5 04/30/27	370,000.000	358,741.010	
		US T N/B 0.5 05/31/27	710,000.000	687,091.400	
		US T N/B 0.5 06/30/27	560,000.000	541,209.370	
		US T N/B 0.5 08/31/27	530,000.000	510,311.320	
		US T N/B 0.5 10/31/27	660,000.000	633,496.870	
		US T N/B 0.625 03/31/27	400,000.000	391,437.500	
		US T N/B 0.625 05/15/30	870,000.000	804,546.080	
		US T N/B 0.625 08/15/30	1,440,000.000	1,326,318.720	
		US T N/B 0.625 11/30/27	700,000.000	676,429.680	
		US T N/B 0.625 12/31/27	890,000.000	858,710.930	
		US T N/B 0.75 01/31/28	690,000.000	670,458.970	
		US T N/B 0.75 03/31/26	700,000.000	699,835.930	
		US T N/B 0.875 11/15/30	1,370,000.000	1,287,425.370	
		US T N/B 1.125 02/15/31	1,450,000.000	1,390,867.170	
		US T N/B 1.125 02/28/25	610,000.000	624,368.350	
		US T N/B 1.125 02/29/28	800,000.000	796,218.740	
US T N/B 1.125 05/15/40	660,000.000	553,987.500			
US T N/B 1.125 08/15/40	660,000.000	551,899.200			
US T N/B 1.25 03/31/28	700,000.000	701,640.620			
US T N/B 1.25 05/15/50	690,000.000	538,092.170			
US T N/B 1.25 07/31/23	350,000.000	358,271.480			

US T N/B 1.25 08/31/24	430,000.000	442,228.120	
US T N/B 1.375 01/31/25	490,000.000	506,078.120	
US T N/B 1.375 06/30/23	370,000.000	379,452.340	
US T N/B 1.375 08/15/50	830,000.000	668,571.470	
US T N/B 1.375 08/31/23	370,000.000	380,117.180	
US T N/B 1.375 09/30/23	330,000.000	339,281.250	
US T N/B 1.375 11/15/40	800,000.000	699,468.730	
US T N/B 1.5 02/15/30	760,000.000	761,246.860	
US T N/B 1.5 02/28/23	840,000.000	860,967.170	
US T N/B 1.5 03/31/23	310,000.000	318,040.620	
US T N/B 1.5 08/15/22	420,000.000	427,612.500	
US T N/B 1.5 08/15/26	640,000.000	661,374.990	
US T N/B 1.5 10/31/24	560,000.000	580,715.620	
US T N/B 1.5 11/30/24	620,000.000	643,225.770	
US T N/B 1.625 02/15/26	710,000.000	739,731.250	
US T N/B 1.625 04/30/23	320,000.000	329,337.490	
US T N/B 1.625 05/15/26	730,000.000	760,397.640	
US T N/B 1.625 05/31/23	730,000.000	751,900.000	
US T N/B 1.625 08/15/22	150,000.000	152,994.130	
US T N/B 1.625 08/15/29	580,000.000	589,832.800	
US T N/B 1.625 08/31/22	790,000.000	805,985.150	
US T N/B 1.625 09/30/26	250,000.000	259,873.030	
US T N/B 1.625 10/31/23	300,000.000	310,500.000	
US T N/B 1.625 10/31/26	360,000.000	373,809.350	
US T N/B 1.625 11/15/22	730,000.000	746,995.300	
US T N/B 1.625 11/15/50	890,000.000	764,878.490	
US T N/B 1.75 04/30/22	180,000.000	182,925.000	
US T N/B 1.75 05/15/22	250,000.000	254,267.570	
US T N/B 1.75 05/15/23	890,000.000	918,716.400	
US T N/B 1.75 05/31/22	290,000.000	295,159.950	
US T N/B 1.75 06/15/22	570,000.000	580,487.100	
US T N/B 1.75 06/30/22	260,000.000	264,961.320	
US T N/B 1.75 09/30/22	210,000.000	214,831.640	
US T N/B 1.75 11/15/29	510,000.000	523,108.580	
US T N/B 1.75 12/31/24	290,000.000	303,446.480	
US T N/B 1.75 12/31/26	370,000.000	386,621.090	
US T N/B 1.875 02/15/41	850,000.000	811,318.340	
US T N/B 1.875 02/15/51	680,000.000	621,243.740	
US T N/B 1.875 04/30/22	200,000.000	203,527.340	
US T N/B 1.875 05/31/22	100,000.000	101,910.150	
US T N/B 1.875 06/30/26	430,000.000	453,213.270	
US T N/B 1.875 07/31/22	290,000.000	296,445.700	
US T N/B 1.875 07/31/26	410,000.000	432,021.480	
US T N/B 1.875 08/31/22	210,000.000	214,938.280	
US T N/B 1.875 08/31/24	420,000.000	440,737.500	
US T N/B 1.875 09/30/22	720,000.000	737,943.740	
US T N/B 2.0 02/15/23	1,290,000.000	1,332,983.190	
US T N/B 2.0 02/15/25	740,000.000	781,740.620	
US T N/B 2.0 02/15/50	750,000.000	706,728.490	

US T N/B 2.0 04/30/24	360,000.000	378,056.250	
US T N/B 2.0 05/31/24	360,000.000	378,520.310	
US T N/B 2.0 06/30/24	290,000.000	305,236.320	
US T N/B 2.0 07/31/22	250,000.000	255,937.500	
US T N/B 2.0 08/15/25	700,000.000	741,425.770	
US T N/B 2.0 10/31/22	320,000.000	329,000.000	
US T N/B 2.0 11/15/26	690,000.000	730,645.300	
US T N/B 2.0 11/30/22	530,000.000	545,692.960	
US T N/B 2.125 02/29/24	350,000.000	368,347.640	
US T N/B 2.125 03/31/24	760,000.000	800,196.860	
US T N/B 2.125 05/15/22	410,000.000	418,552.340	
US T N/B 2.125 05/15/25	630,000.000	669,842.570	
US T N/B 2.125 05/31/26	300,000.000	319,968.750	
US T N/B 2.125 06/30/22	220,000.000	225,143.350	
US T N/B 2.125 07/31/24	380,000.000	401,820.300	
US T N/B 2.125 09/30/24	480,000.000	508,237.490	
US T N/B 2.125 11/30/23	660,000.000	691,942.950	
US T N/B 2.125 11/30/24	280,000.000	296,679.680	
US T N/B 2.125 12/31/22	1,460,000.000	1,508,191.390	
US T N/B 2.25 01/31/24	360,000.000	379,546.860	
US T N/B 2.25 02/15/27	560,000.000	600,446.870	
US T N/B 2.25 03/31/26	430,000.000	461,040.620	
US T N/B 2.25 04/30/24	670,000.000	708,708.190	
US T N/B 2.25 08/15/27	690,000.000	739,297.260	
US T N/B 2.25 08/15/46	430,000.000	429,042.560	
US T N/B 2.25 08/15/49	580,000.000	577,371.860	
US T N/B 2.25 10/31/24	250,000.000	265,849.600	
US T N/B 2.25 11/15/24	700,000.000	744,597.650	
US T N/B 2.25 11/15/25	760,000.000	813,971.860	
US T N/B 2.25 11/15/27	700,000.000	749,492.180	
US T N/B 2.25 12/31/23	280,000.000	294,820.310	
US T N/B 2.375 01/31/23	540,000.000	561,051.550	
US T N/B 2.375 02/29/24	500,000.000	529,570.310	
US T N/B 2.375 04/30/26	300,000.000	323,648.430	
US T N/B 2.375 05/15/27	810,000.000	874,230.450	
US T N/B 2.375 05/15/29	660,000.000	710,015.620	
US T N/B 2.375 08/15/24	690,000.000	735,308.200	
US T N/B 2.375 11/15/49	460,000.000	470,709.360	
US T N/B 2.5 01/31/24	660,000.000	700,553.900	
US T N/B 2.5 01/31/25	520,000.000	558,837.500	
US T N/B 2.5 02/15/45	340,000.000	356,375.770	
US T N/B 2.5 02/15/46	380,000.000	397,827.330	
US T N/B 2.5 02/28/26	370,000.000	400,857.410	
US T N/B 2.5 03/31/23	330,000.000	344,811.320	
US T N/B 2.5 05/15/24	650,000.000	693,113.270	
US T N/B 2.5 05/15/46	320,000.000	335,249.980	
US T N/B 2.5 08/15/23	750,000.000	789,404.270	
US T N/B 2.625 01/31/26	280,000.000	304,882.810	
US T N/B 2.625 02/15/29	720,000.000	788,062.490	

US T N/B 2.625 02/28/23	250,000.000	261,279.290	
US T N/B 2.625 03/31/25	240,000.000	259,546.870	
US T N/B 2.625 06/30/23	530,000.000	557,866.390	
US T N/B 2.625 12/31/23	470,000.000	499,558.590	
US T N/B 2.75 02/15/24	710,000.000	759,089.840	
US T N/B 2.75 02/15/28	710,000.000	782,469.910	
US T N/B 2.75 04/30/23	230,000.000	241,805.460	
US T N/B 2.75 05/31/23	530,000.000	558,259.760	
US T N/B 2.75 06/30/25	250,000.000	272,265.620	
US T N/B 2.75 08/15/42	250,000.000	274,843.750	
US T N/B 2.75 08/15/47	360,000.000	395,198.430	
US T N/B 2.75 08/31/25	490,000.000	534,463.660	
US T N/B 2.75 11/15/23	840,000.000	893,353.110	
US T N/B 2.75 11/15/42	256,000.000	281,139.990	
US T N/B 2.75 11/15/47	330,000.000	362,523.030	
US T N/B 2.875 04/30/25	470,000.000	513,640.220	
US T N/B 2.875 05/15/28	810,000.000	899,922.640	
US T N/B 2.875 05/15/43	690,000.000	773,015.620	
US T N/B 2.875 05/15/49	570,000.000	642,786.310	
US T N/B 2.875 05/31/25	320,000.000	349,887.490	
US T N/B 2.875 07/31/25	340,000.000	372,539.050	
US T N/B 2.875 08/15/28	700,000.000	778,312.500	
US T N/B 2.875 08/15/45	310,000.000	347,054.680	
US T N/B 2.875 09/30/23	280,000.000	297,871.860	
US T N/B 2.875 10/31/23	300,000.000	319,757.810	
US T N/B 2.875 11/15/46	320,000.000	358,912.490	
US T N/B 2.875 11/30/23	600,000.000	640,546.870	
US T N/B 2.875 11/30/25	360,000.000	395,746.870	
US T N/B 3.0 02/15/47	400,000.000	459,093.740	
US T N/B 3.0 02/15/48	710,000.000	816,888.260	
US T N/B 3.0 02/15/49	560,000.000	646,296.860	
US T N/B 3.0 05/15/42	100,000.000	114,367.180	
US T N/B 3.0 05/15/45	220,000.000	251,461.710	
US T N/B 3.0 05/15/47	330,000.000	378,894.130	
US T N/B 3.0 08/15/48	540,000.000	622,202.330	
US T N/B 3.0 09/30/25	340,000.000	375,049.200	
US T N/B 3.0 10/31/25	350,000.000	386,257.810	
US T N/B 3.0 11/15/44	270,000.000	308,401.160	
US T N/B 3.0 11/15/45	210,000.000	240,474.600	
US T N/B 3.125 02/15/42	180,000.000	209,981.250	
US T N/B 3.125 02/15/43	250,000.000	291,250.000	
US T N/B 3.125 05/15/48	560,000.000	659,312.490	
US T N/B 3.125 08/15/44	340,000.000	396,339.050	
US T N/B 3.125 11/15/28	860,000.000	972,236.710	
US T N/B 3.125 11/15/41	260,000.000	302,778.120	
US T N/B 3.375 05/15/44	300,000.000	363,597.650	
US T N/B 3.375 11/15/48	540,000.000	665,760.920	
US T N/B 3.5 02/15/39	110,000.000	134,492.180	
US T N/B 3.625 02/15/44	330,000.000	415,219.910	

US T N/B 3.625 08/15/43	300,000.000	376,781.250	
US T N/B 3.75 08/15/41	110,000.000	139,820.310	
US T N/B 3.75 11/15/43	360,000.000	460,701.550	
US T N/B 3.875 08/15/40	180,000.000	231,595.310	
US T N/B 4.25 05/15/39	140,000.000	187,359.370	
US T N/B 4.25 11/15/40	190,000.000	256,440.620	
US T N/B 4.375 02/15/38	50,000.000	67,312.500	
US T N/B 4.375 05/15/40	110,000.000	150,390.620	
US T N/B 4.375 05/15/41	110,000.000	151,284.370	
US T N/B 4.375 11/15/39	310,000.000	422,205.460	
US T N/B 4.5 02/15/36	200,000.000	268,718.740	
US T N/B 4.5 05/15/38	60,000.000	81,977.340	
US T N/B 4.5 08/15/39	190,000.000	262,229.680	
US T N/B 4.625 02/15/40	140,000.000	196,787.500	
US T N/B 4.75 02/15/41	160,000.000	229,762.490	
US T N/B 5.0 05/15/37	55,000.000	78,503.900	
US T N/B 5.25 02/15/29	120,000.000	154,968.750	
US T N/B 5.375 02/15/31	160,000.000	216,287.490	
US T N/B 6.0 02/15/26	260,000.000	324,675.000	
US T N/B 6.25 05/15/30	49,000.000	68,998.120	
アメリカ・ドル 小計	110,720,000.000 (12,043,014,400)	114,629,879.220 (12,468,291,963)	
イギリス・ポンド	UK TREASURY 0.125 01/30/26	200,000.000	198,260.000
	UK TREASURY 0.125 01/31/24	400,000.000	400,141.200
	UK TREASURY 0.25 07/31/31	120,000.000	112,602.000
	UK TREASURY 0.375 10/22/30	290,000.000	278,861.210
	UK TREASURY 0.5 10/22/61	130,000.000	100,897.620
	UK TREASURY 0.625 06/07/25	190,000.000	193,376.490
	UK TREASURY 0.625 07/31/35	310,000.000	289,331.800
	UK TREASURY 0.625 10/22/50	240,000.000	200,256.000
	UK TREASURY 0.75 07/22/23	330,000.000	335,344.280
	UK TREASURY 0.875 01/31/46	60,000.000	54,282.600
	UK TREASURY 0.875 10/22/29	220,000.000	223,267.880
	UK TREASURY 1.0 04/22/24	370,000.000	379,943.630
	UK TREASURY 1.25 07/22/27	300,000.000	314,667.600
	UK TREASURY 1.25 10/22/41	310,000.000	308,798.660
	UK TREASURY 1.5 07/22/26	170,000.000	180,222.330
	UK TREASURY 1.5 07/22/47	220,000.000	229,544.300

UK TREASURY 1.625 10/22/28	200,000.000	215,470.800	
UK TREASURY 1.625 10/22/54	140,000.000	152,919.250	
UK TREASURY 1.625 10/22/71	90,000.000	108,093.600	
UK TREASURY 1.75 01/22/49	190,000.000	209,923.400	
UK TREASURY 1.75 07/22/57	300,000.000	344,190.800	
UK TREASURY 1.75 09/07/22	380,000.000	388,790.540	
UK TREASURY 1.75 09/07/37	310,000.000	336,605.440	
UK TREASURY 2.0 09/07/25	100,000.000	107,755.400	
UK TREASURY 2.25 09/07/23	400,000.000	420,729.270	
UK TREASURY 2.5 07/22/65	170,000.000	246,562.900	
UK TREASURY 2.75 09/07/24	150,000.000	163,139.470	
UK TREASURY 3.25 01/22/44	250,000.000	346,897.500	
UK TREASURY 3.5 01/22/45	220,000.000	319,668.800	
UK TREASURY 3.5 07/22/68	180,000.000	332,514.000	
UK TREASURY 3.75 07/22/52	130,000.000	212,414.800	
UK TREASURY 4.0 01/22/60	130,000.000	241,917.780	
UK TREASURY 4.25 03/07/36	210,000.000	300,709.500	
UK TREASURY 4.25 06/07/32	200,000.000	270,568.260	
UK TREASURY 4.25 09/07/39	180,000.000	270,991.800	
UK TREASURY 4.25 12/07/27	330,000.000	410,793.300	
UK TREASURY 4.25 12/07/40	180,000.000	274,993.200	
UK TREASURY 4.25 12/07/46	200,000.000	328,510.000	
UK TREASURY 4.25 12/07/49	157,000.000	268,159.140	
UK TREASURY 4.25 12/07/55	242,000.000	445,151.740	
UK TREASURY 4.5 09/07/34	160,000.000	229,249.600	
UK TREASURY 4.5 12/07/42	215,000.000	346,786.400	
UK TREASURY 4.75 12/07/30	175,000.000	239,271.550	
UK TREASURY 4.75 12/07/38	200,000.000	314,556.000	
UK TREASURY 5.0 03/07/25	265,000.000	313,881.600	

	UK TREASURY 6.0 12/07/28	120,000.000	167,940.210	
イギリス・ボンド	小計	10,034,000.000 (1,531,690,100)	12,128,953.650 (1,851,484,775)	
イスラエル・シュケル	ISRAEL FIXED BOND 1.0 03/31/30	400,000.000	394,522.800	
	ISRAEL FIXED BOND 1.5 05/31/37	300,000.000	282,945.600	
	ISRAEL FIXED BOND 1.5 11/30/23	240,000.000	247,745.520	
	ISRAEL FIXED BOND 1.75 08/31/25	370,000.000	389,883.800	
	ISRAEL FIXED BOND 2.0 03/31/27	340,000.000	365,480.620	
	ISRAEL FIXED BOND 3.75 03/31/24	400,000.000	439,475.200	
	ISRAEL FIXED BOND 3.75 03/31/47	280,000.000	355,115.040	
	ISRAEL FIXED BOND 4.25 03/31/23	400,000.000	430,326.400	
	ISRAEL FIXED BOND 5.5 01/31/42	200,000.000	314,810.200	
	ISRAEL FIXED BOND 6.25 10/30/26	220,000.000	286,722.040	
イスラエル・シュケル	小計	3,150,000.000 (105,425,775)	3,507,027.220 (117,374,941)	
オーストラリア・ドル	AUSTRALIAN 0.25 11/21/24	310,000.000	309,545.540	
	AUSTRALIAN 0.25 11/21/25	300,000.000	295,582.280	
	AUSTRALIAN 0.5 09/21/26	290,000.000	285,677.810	
	AUSTRALIAN 1.0 11/21/31	410,000.000	383,283.950	
	AUSTRALIAN 1.0 12/21/30	410,000.000	388,981.460	
	AUSTRALIAN 1.25 05/21/32	300,000.000	285,946.820	
	AUSTRALIAN 1.5 06/21/31	310,000.000	306,504.080	
	AUSTRALIAN 1.75 06/21/51	250,000.000	204,450.000	
	AUSTRALIAN 2.25 05/21/28	320,000.000	344,192.000	
	AUSTRALIAN 2.5 05/21/30	540,000.000	587,089.230	
	AUSTRALIAN 2.75 04/21/24	190,000.000	204,884.320	
	AUSTRALIAN 2.75 05/21/41	140,000.000	147,880.690	
	AUSTRALIAN 2.75 06/21/35	120,000.000	131,311.200	
	AUSTRALIAN 2.75 11/21/27	200,000.000	221,710.000	
	AUSTRALIAN 2.75 11/21/28	200,000.000	222,146.510	
	AUSTRALIAN 2.75 11/21/29	290,000.000	321,523.000	
	AUSTRALIAN 3.0 03/21/47	130,000.000	141,131.410	
	AUSTRALIAN 3.25 04/21/25	365,000.000	405,165.910	
	AUSTRALIAN 3.25 04/21/29	240,000.000	275,579.870	
	AUSTRALIAN 3.25 06/21/39	80,000.000	91,496.520	
AUSTRALIAN 3.75 04/21/37	170,000.000	207,401.120		
AUSTRALIAN 4.25 04/21/26	250,000.000	293,709.720		
AUSTRALIAN 4.5 04/21/33	150,000.000	194,682.090		
AUSTRALIAN 4.75 04/21/27	330,000.000	403,897.750		

	AUSTRALIAN 5.5 04/21/23	750,000.000	828,941.920	
オーストラリア・ドル 小計		7,045,000.000 (601,924,800)	7,482,715.200 (639,323,187)	
カナダ・ドル	CANADA 0.5 09/01/25	460,000.000	455,055.000	
	CANADA 0.5 12/01/30	370,000.000	337,153.620	
	CANADA 1.0 06/01/27	290,000.000	289,233.530	
	CANADA 1.0 09/01/22	150,000.000	151,561.350	
	CANADA 1.25 03/01/25	200,000.000	204,777.600	
	CANADA 1.25 06/01/30	390,000.000	383,854.770	
	CANADA 1.5 05/01/22	540,000.000	546,922.260	
	CANADA 1.5 06/01/23	300,000.000	307,466.700	
	CANADA 1.5 06/01/26	200,000.000	206,001.600	
	CANADA 1.75 03/01/23	340,000.000	349,136.140	
	CANADA 2.0 06/01/28	140,000.000	147,819.980	
	CANADA 2.0 09/01/23	530,000.000	550,216.320	
	CANADA 2.0 12/01/51	460,000.000	452,096.280	
	CANADA 2.25 03/01/24	390,000.000	409,932.510	
	CANADA 2.25 06/01/25	310,000.000	329,741.730	
	CANADA 2.25 06/01/29	120,000.000	128,902.680	
	CANADA 2.5 06/01/24	220,000.000	233,515.920	
	CANADA 2.75 06/01/22	110,000.000	112,995.740	
	CANADA 2.75 12/01/48	190,000.000	218,270.290	
	CANADA 2.75 12/01/64	40,000.000	47,211.800	
CANADA 3.5 12/01/45	110,000.000	141,818.160		
CANADA 4.0 06/01/41	100,000.000	134,814.500		
CANADA 5.0 06/01/37	70,000.000	101,321.290		
CANADA 5.75 06/01/29	90,000.000	120,629.880		
CANADA 5.75 06/01/33	100,000.000	144,078.200		
カナダ・ドル 小計		6,220,000.000 (558,120,600)	6,504,527.850 (583,651,284)	
シンガポール・ドル	SINGAPORE 1.875 03/01/50	50,000.000	50,111.000	
	SINGAPORE 2.0 02/01/24	150,000.000	155,865.000	
	SINGAPORE 2.125 06/01/26	120,000.000	127,104.000	
	SINGAPORE 2.25 08/01/36	100,000.000	105,491.000	
	SINGAPORE 2.375 06/01/25	100,000.000	106,730.000	
	SINGAPORE 2.375 07/01/39	30,000.000	32,321.700	
	SINGAPORE 2.625 05/01/28	140,000.000	152,670.000	
	SINGAPORE 2.75 03/01/46	80,000.000	92,920.000	
	SINGAPORE 2.75 04/01/42	40,000.000	45,820.000	
	SINGAPORE 2.875 07/01/29	80,000.000	89,080.000	
	SINGAPORE 2.875 09/01/30	120,000.000	134,396.400	
	SINGAPORE 3.0 09/01/24	90,000.000	97,002.000	
	SINGAPORE 3.375 09/01/33	100,000.000	118,250.000	
SINGAPORE 3.5 03/01/27	140,000.000	158,900.000		
シンガポール・ドル 小計		1,340,000.000 (109,987,200)	1,466,661.100 (120,383,543)	
スウェーデン・クローナ	SWEDEN 0.125 05/12/31	600,000.000	584,379.380	



	SWEDEN 0.75 05/12/28	1,050,000.000	1,094,023.560	
	SWEDEN 0.75 11/12/29	670,000.000	697,302.500	
	SWEDEN 1.0 11/12/26	870,000.000	918,393.750	
	SWEDEN 1.5 11/13/23	1,630,000.000	1,703,319.680	
	SWEDEN 2.5 05/12/25	1,050,000.000	1,163,301.180	
	SWEDEN 3.5 03/30/39	620,000.000	907,097.200	
スウェーデン・クローナ 小計		6,490,000.000 (85,019,000)	7,067,817.250 (92,588,406)	
デンマーク・クローネ	DENMARK 0.25 11/15/52	420,000.000	389,760.000	
	DENMARK 0.5 11/15/27	970,000.000	1,020,004.470	
	DENMARK 0.5 11/15/29	1,340,000.000	1,410,222.700	
	DENMARK 1.5 11/15/23	1,060,000.000	1,115,522.800	
	DENMARK 1.75 11/15/25	1,070,000.000	1,177,678.380	
	DENMARK 4.5 11/15/39	1,510,000.000	2,664,244.000	
デンマーク・クローネ 小計		6,370,000.000 (113,322,300)	7,777,432.350 (138,360,522)	
ノルウェー・クローネ	NORWAY 1.25 09/17/31	550,000.000	541,937.000	
	NORWAY 1.375 08/19/30	350,000.000	350,911.750	
	NORWAY 1.5 02/19/26	630,000.000	646,506.000	
	NORWAY 1.75 02/17/27	500,000.000	518,997.500	
	NORWAY 1.75 03/13/25	490,000.000	507,270.050	
	NORWAY 1.75 09/06/29	500,000.000	518,012.500	
	NORWAY 2.0 04/26/28	530,000.000	558,408.000	
	NORWAY 2.0 05/24/23	900,000.000	928,057.500	
	NORWAY 3.0 03/14/24	700,000.000	746,527.600	
ノルウェー・クローネ 小計		5,150,000.000 (68,289,000)	5,316,627.900 (70,498,486)	
ポーランド・ズロチ	POLAND 1.25 10/25/30	340,000.000	327,538.830	
	POLAND 2.25 10/25/24	490,000.000	520,177.280	
	POLAND 2.5 01/25/23	480,000.000	499,824.000	
	POLAND 2.5 04/25/24	460,000.000	489,546.150	
	POLAND 2.5 07/25/26	610,000.000	659,732.800	
	POLAND 2.5 07/25/27	400,000.000	432,713.910	
	POLAND 2.75 04/25/28	590,000.000	647,790.500	
	POLAND 2.75 10/25/29	700,000.000	767,550.000	
	POLAND 3.25 07/25/25	560,000.000	619,438.510	
	POLAND 4.0 10/25/23	700,000.000	766,530.800	
	POLAND 5.75 09/23/22	330,000.000	356,015.880	
ポーランド・ズロチ 小計		5,660,000.000 (164,455,828)	6,086,858.660 (176,858,548)	
マレーシア・リングギット	MALAYSIA 3.757 04/20/23	200,000.000	206,312.720	
	MALAYSIA 3.8 08/17/23	180,000.000	186,547.690	
	MALAYSIA 3.844 04/15/33	250,000.000	251,519.470	
	MALAYSIA 3.882 03/14/25	300,000.000	315,840.840	
	MALAYSIA 3.885 08/15/29	400,000.000	421,309.320	

	MALAYSIA 3.899 11/16/27	530,000.000	561,078.290	
	MALAYSIA 3.9 11/30/26	440,000.000	468,231.050	
	MALAYSIA 3.955 09/15/25	430,000.000	455,065.840	
	MALAYSIA 4.232 06/30/31	400,000.000	426,297.670	
	MALAYSIA 4.254 05/31/35	300,000.000	312,723.900	
	MALAYSIA 4.498 04/15/30	400,000.000	438,411.520	
	MALAYSIA 4.736 03/15/46	250,000.000	263,771.500	
	MALAYSIA 4.762 04/07/37	300,000.000	323,375.700	
	MALAYSIA 4.893 06/08/38	370,000.000	401,016.950	
マレーシア・リングgit 小計		4,750,000.000 (125,993,275)	5,031,502.460 (133,460,100)	
メキシコ・ペソ	MEXICAN BONDS 03/09/23	3,552,000.000	3,670,275.560	
	MEXICAN BONDS 10.0 11/20/36	1,911,000.000	2,407,418.750	
	MEXICAN BONDS 10.0 12/05/24	3,826,000.000	4,383,716.020	
	MEXICAN BONDS 5.75 03/05/26	3,789,000.000	3,771,002.250	
	MEXICAN BONDS 6.5 06/09/22	2,434,000.000	2,480,410.530	
	MEXICAN BONDS 7.5 06/03/27	3,475,000.000	3,717,744.040	
	MEXICAN BONDS 7.75 05/29/31	2,000,000.000	2,149,891.000	
	MEXICAN BONDS 7.75 11/13/42	2,544,000.000	2,576,936.150	
	MEXICAN BONDS 7.75 11/23/34	1,315,000.000	1,397,834.480	
	MEXICAN BONDS 8.0 09/05/24	2,350,000.000	2,531,691.890	
	MEXICAN BONDS 8.0 11/07/47	2,657,000.000	2,743,432.210	
	MEXICAN BONDS 8.0 12/07/23	3,071,000.000	3,289,470.940	
	MEXICAN BONDS 8.5 05/31/29	3,050,000.000	3,437,934.070	
	MEXICAN BONDS 8.5 11/18/38	2,009,000.000	2,211,854.550	
メキシコ・ペソ 小計		37,983,000.000 (207,482,138)	40,769,612.440 (222,704,008)	
ユーロ	AUSTRIA 0.0 02/20/30	100,000.000	100,724.100	
	AUSTRIA 0.0 02/20/31	80,000.000	79,846.970	
	AUSTRIA 0.5 02/20/29	110,000.000	115,948.800	
	AUSTRIA 0.5 04/20/27	140,000.000	147,549.780	
	AUSTRIA 0.75 02/20/28	130,000.000	139,389.770	
	AUSTRIA 0.75 03/20/51	50,000.000	51,134.750	
	AUSTRIA 0.75 10/20/26	170,000.000	181,124.630	
	AUSTRIA 0.85 06/30/20	30,000.000	27,024.240	
	AUSTRIA 07/15/23	140,000.000	141,946.000	
AUSTRIA 1.2 10/20/25	190,000.000	204,746.470		

AUSTRIA 1.5 02/20/47	80,000.000	97,276.320	
AUSTRIA 1.5 11/02/86	30,000.000	38,625.000	
AUSTRIA 1.65 10/21/24	250,000.000	269,730.750	
AUSTRIA 1.75 10/20/23	290,000.000	307,134.650	
AUSTRIA 2.1 09/20/17	80,000.000	130,255.840	
AUSTRIA 2.4 05/23/34	130,000.000	167,142.950	
AUSTRIA 3.15 06/20/44	120,000.000	190,030.730	
AUSTRIA 3.4 11/22/22	90,000.000	95,652.180	
AUSTRIA 3.8 01/26/62	40,000.000	82,524.760	
AUSTRIA 4.15 03/15/37	210,000.000	335,265.000	
AUSTRIA 4.85 03/15/26	120,000.000	151,683.480	
AUSTRIA 6.25 07/15/27	85,000.000	120,191.700	
BELGIUM 0.0 10/22/27	70,000.000	71,314.950	
BELGIUM 0.0 10/22/31	170,000.000	167,616.600	
BELGIUM 0.1 06/22/30	210,000.000	212,163.000	
BELGIUM 0.2 10/22/23	100,000.000	102,095.000	
BELGIUM 0.4 06/22/40	50,000.000	47,639.450	
BELGIUM 0.5 10/22/24	180,000.000	186,795.720	
BELGIUM 0.65 06/22/71	90,000.000	73,216.850	
BELGIUM 0.8 06/22/25	130,000.000	137,218.250	
BELGIUM 0.8 06/22/27	130,000.000	138,983.000	
BELGIUM 0.8 06/22/28	210,000.000	225,624.000	
BELGIUM 0.9 06/22/29	160,000.000	173,245.920	
BELGIUM 1.0 06/22/26	220,000.000	236,321.800	
BELGIUM 1.0 06/22/31	150,000.000	164,088.000	
BELGIUM 1.25 04/22/33	100,000.000	112,266.200	
BELGIUM 1.45 06/22/37	60,000.000	68,727.590	
BELGIUM 1.6 06/22/47	150,000.000	175,303.350	
BELGIUM 1.7 06/22/50	80,000.000	95,690.840	
BELGIUM 1.9 06/22/38	110,000.000	134,157.760	
BELGIUM 2.15 06/22/66	100,000.000	137,620.000	
BELGIUM 2.25 06/22/23	210,000.000	223,040.850	
BELGIUM 2.25 06/22/57	50,000.000	68,912.500	
BELGIUM 2.6 06/22/24	250,000.000	275,270.000	
BELGIUM 3.0 06/22/34	70,000.000	94,242.330	
BELGIUM 3.75 06/22/45	100,000.000	164,681.700	
BELGIUM 4.0 03/28/32	100,000.000	141,995.300	
BELGIUM 4.25 03/28/41	210,000.000	350,480.130	
BELGIUM 4.25 09/28/22	150,000.000	160,295.400	
BELGIUM 4.5 03/28/26	100,000.000	124,603.900	
BELGIUM 5.0 03/28/35	230,000.000	375,205.450	
BELGIUM 5.5 03/28/28	300,000.000	420,971.850	
BUNDESOBL 0.0 04/11/25	460,000.000	472,042.340	
BUNDESOBL 0.0 10/10/25	350,000.000	360,041.500	
BUNDESOBL 04/05/24	350,000.000	357,187.250	
BUNDESOBL 04/14/23	370,000.000	375,117.840	
BUNDESOBL 10/07/22	30,000.000	30,293.670	
BUNDESOBL 10/13/23	440,000.000	447,805.600	
DEUTSCHLAND 0.0 02/15/30	330,000.000	339,160.800	

DEUTSCHLAND 0.0 02/15/31	280,000.000	286,143.200	
DEUTSCHLAND 0.0 05/15/35	240,000.000	239,438.400	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/30	330,000.000	338,273.100	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/30	90,000.000	92,724.300	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/50	300,000.000	271,453.500	
DEUTSCHLAND 0.0 11/15/27	290,000.000	299,294.500	
DEUTSCHLAND 0.25 02/15/27	470,000.000	492,160.500	
DEUTSCHLAND 0.25 02/15/29	410,000.000	430,961.250	
DEUTSCHLAND 0.25 08/15/28	300,000.000	315,267.000	
DEUTSCHLAND 0.5 02/15/25	340,000.000	355,317.000	
DEUTSCHLAND 0.5 02/15/26	400,000.000	421,768.000	
DEUTSCHLAND 0.5 02/15/28	370,000.000	394,912.100	
DEUTSCHLAND 0.5 08/15/27	470,000.000	500,483.730	
DEUTSCHLAND 08/15/26	300,000.000	309,372.000	
DEUTSCHLAND 08/15/29	280,000.000	288,236.480	
DEUTSCHLAND 1.0 08/15/24	400,000.000	422,512.000	
DEUTSCHLAND 1.0 08/15/25	370,000.000	396,492.000	
DEUTSCHLAND 1.25 08/15/48	340,000.000	424,071.120	
DEUTSCHLAND 1.5 02/15/23	310,000.000	322,192.610	
DEUTSCHLAND 1.5 05/15/23	470,000.000	491,193.940	
DEUTSCHLAND 1.5 05/15/24	310,000.000	330,854.320	
DEUTSCHLAND 1.5 09/04/22	330,000.000	339,630.250	
DEUTSCHLAND 1.75 02/15/24	500,000.000	534,447.500	
DEUTSCHLAND 1.75 07/04/22	330,000.000	339,293.460	
DEUTSCHLAND 2.0 08/15/23	360,000.000	382,412.160	
DEUTSCHLAND 2.5 07/04/44	420,000.000	639,529.800	
DEUTSCHLAND 2.5 08/15/46	350,000.000	543,140.630	
DEUTSCHLAND 3.25 07/04/42	200,000.000	329,730.000	
DEUTSCHLAND 4.0 01/04/37	370,000.000	601,718.050	
DEUTSCHLAND 4.25 07/04/39	190,000.000	333,793.900	
DEUTSCHLAND 4.75 07/04/28	210,000.000	290,081.400	
DEUTSCHLAND 4.75 07/04/34	360,000.000	593,006.400	
DEUTSCHLAND 4.75 07/04/40	300,000.000	566,322.000	
DEUTSCHLAND 5.5 01/04/31	280,000.000	439,689.600	
DEUTSCHLAND 5.625 01/04/28	150,000.000	212,503.500	
DEUTSCHLAND 6.25 01/04/24	70,000.000	83,132.000	

DEUTSCHLAND 6.25 01/04/30	70,000.000	110,972.400	
DEUTSCHLAND 6.5 07/04/27	140,000.000	201,894.000	
FINLAND 0.0 09/15/30	40,000.000	40,125.600	
FINLAND 0.125 04/15/36	50,000.000	48,559.000	
FINLAND 0.125 04/15/52	30,000.000	25,823.730	
FINLAND 0.25 09/15/40	50,000.000	48,015.800	
FINLAND 0.5 04/15/26	150,000.000	157,384.800	
FINLAND 0.5 09/15/27	130,000.000	137,121.010	
FINLAND 0.5 09/15/28	40,000.000	42,194.440	
FINLAND 0.5 09/15/29	80,000.000	84,258.400	
FINLAND 0.75 04/15/31	50,000.000	53,671.450	
FINLAND 0.875 09/15/25	50,000.000	53,101.250	
FINLAND 09/15/23	100,000.000	101,568.970	
FINLAND 1.125 04/15/34	60,000.000	67,059.990	
FINLAND 1.375 04/15/47	40,000.000	48,223.800	
FINLAND 1.5 04/15/23	100,000.000	104,217.000	
FINLAND 2.625 07/04/42	50,000.000	72,025.700	
FINLAND 2.75 07/04/28	100,000.000	122,000.900	
FINLAND 4.0 07/04/25	50,000.000	59,588.800	
FRANCE BTAN 8.5 04/25/23	120,000.000	141,655.620	
FRANCE OAT 0.0 02/25/24	200,000.000	203,300.000	
FRANCE OAT 0.0 02/25/26	400,000.000	408,055.600	
FRANCE OAT 0.0 11/25/29	440,000.000	441,190.640	
FRANCE OAT 0.0 11/25/30	580,000.000	576,239.860	
FRANCE OAT 0.25 11/25/26	540,000.000	558,409.140	
FRANCE OAT 0.5 05/25/25	500,000.000	520,699.000	
FRANCE OAT 0.5 05/25/26	490,000.000	512,795.780	
FRANCE OAT 0.5 05/25/29	510,000.000	534,270.900	
FRANCE OAT 0.5 05/25/40	160,000.000	155,470.080	
FRANCE OAT 0.5 05/25/72	110,000.000	83,900.960	
FRANCE OAT 0.5 06/25/44	160,000.000	151,619.360	
FRANCE OAT 0.75 05/25/28	600,000.000	640,650.000	
FRANCE OAT 0.75 05/25/52	310,000.000	292,390.140	
FRANCE OAT 0.75 11/25/28	530,000.000	566,264.720	
FRANCE OAT 03/25/23	540,000.000	546,598.800	
FRANCE OAT 03/25/24	500,000.000	508,695.000	
FRANCE OAT 03/25/25	500,000.000	510,000.000	
FRANCE OAT 05/25/22	530,000.000	533,569.230	
FRANCE OAT 1.0 05/25/27	450,000.000	486,003.600	
FRANCE OAT 1.0 11/25/25	420,000.000	448,249.200	
FRANCE OAT 1.25 05/25/34	460,000.000	513,578.960	
FRANCE OAT 1.25 05/25/36	530,000.000	591,692.000	
FRANCE OAT 1.5 05/25/31	590,000.000	672,937.530	
FRANCE OAT 1.5 05/25/50	370,000.000	425,744.200	
FRANCE OAT 1.75 05/25/23	600,000.000	629,494.800	
FRANCE OAT 1.75 05/25/66	160,000.000	199,555.520	
FRANCE OAT 1.75 06/25/39	410,000.000	493,664.600	
FRANCE OAT 1.75 11/25/24	570,000.000	617,130.450	

FRANCE OAT 2.0 05/25/48	320,000.000	408,132.800	
FRANCE OAT 2.25 05/25/24	480,000.000	521,884.320	
FRANCE OAT 2.25 10/25/22	340,000.000	354,526.500	
FRANCE OAT 2.5 05/25/30	590,000.000	723,959.500	
FRANCE OAT 2.75 10/25/27	600,000.000	718,850.400	
FRANCE OAT 3.25 05/25/45	300,000.000	463,890.950	
FRANCE OAT 3.5 04/25/26	580,000.000	694,753.000	
FRANCE OAT 4.0 04/25/55	250,000.000	469,200.000	
FRANCE OAT 4.0 04/25/60	250,000.000	490,793.250	
FRANCE OAT 4.0 10/25/38	290,000.000	458,635.290	
FRANCE OAT 4.25 10/25/23	665,000.000	745,552.310	
FRANCE OAT 4.5 04/25/41	470,000.000	812,465.500	
FRANCE OAT 4.75 04/25/35	460,000.000	737,049.720	
FRANCE OAT 5.5 04/25/29	540,000.000	783,773.820	
FRANCE OAT 5.75 10/25/32	350,000.000	572,198.900	
FRANCE OAT 6.0 10/25/25	370,000.000	478,598.950	
IRISH 0.0 10/18/31	70,000.000	68,629.270	
IRISH 0.2 05/15/27	110,000.000	113,180.760	
IRISH 0.2 10/18/30	140,000.000	141,392.300	
IRISH 0.4 05/15/35	40,000.000	39,876.300	
IRISH 0.9 05/15/28	100,000.000	107,590.400	
IRISH 1.0 05/15/26	180,000.000	192,640.390	
IRISH 1.1 05/15/29	120,000.000	131,088.480	
IRISH 1.3 05/15/33	50,000.000	55,965.300	
IRISH 1.35 03/18/31	90,000.000	100,994.040	
IRISH 1.5 05/15/50	80,000.000	91,871.280	
IRISH 1.7 05/15/37	120,000.000	142,043.880	
IRISH 2.0 02/18/45	90,000.000	114,271.200	
IRISH 2.4 05/15/30	110,000.000	133,551.330	
IRISH 3.4 03/18/24	60,000.000	66,822.420	
IRISH 3.9 03/20/23	60,000.000	65,049.430	
IRISH 5.4 03/13/25	170,000.000	208,809.810	
ITALY BTPS 0.0 01/15/24	350,000.000	351,435.000	
ITALY BTPS 0.3 08/15/23	300,000.000	303,570.000	
ITALY BTPS 0.35 02/01/25	300,000.000	303,817.500	
ITALY BTPS 0.5 02/01/26	210,000.000	213,217.620	
ITALY BTPS 0.6 08/01/31	200,000.000	193,132.830	
ITALY BTPS 0.65 10/15/23	300,000.000	306,422.580	
ITALY BTPS 0.85 01/15/27	350,000.000	360,150.000	
ITALY BTPS 0.9 04/01/31	200,000.000	199,778.000	
ITALY BTPS 0.9 08/01/22	180,000.000	182,806.200	
ITALY BTPS 0.95 03/01/37	180,000.000	168,030.000	
ITALY BTPS 0.95 03/15/23	220,000.000	224,976.400	
ITALY BTPS 0.95 08/01/30	180,000.000	181,926.000	
ITALY BTPS 0.95 09/15/27	250,000.000	257,950.000	
ITALY BTPS 1.0 07/15/22	140,000.000	142,296.560	
ITALY BTPS 1.25 12/01/26	300,000.000	315,657.480	
ITALY BTPS 1.35 04/01/30	340,000.000	356,156.120	
ITALY BTPS 1.45 03/01/36	220,000.000	223,080.000	

ITALY BTPS 1.45 05/15/25	230,000.000	242,818.470	
ITALY BTPS 1.45 09/15/22	160,000.000	163,861.600	
ITALY BTPS 1.45 11/15/24	210,000.000	220,924.410	
ITALY BTPS 1.5 04/30/45	50,000.000	47,605.000	
ITALY BTPS 1.5 06/01/25	290,000.000	306,935.180	
ITALY BTPS 1.6 06/01/26	260,000.000	277,914.000	
ITALY BTPS 1.65 03/01/32	320,000.000	341,026.490	
ITALY BTPS 1.65 12/01/30	260,000.000	278,438.940	
ITALY BTPS 1.7 09/01/51	120,000.000	113,062.080	
ITALY BTPS 1.8 03/01/41	180,000.000	184,230.000	
ITALY BTPS 1.85 05/15/24	200,000.000	211,820.000	
ITALY BTPS 1.85 07/01/25	240,000.000	257,304.000	
ITALY BTPS 2.0 02/01/28	360,000.000	395,566.560	
ITALY BTPS 2.0 12/01/25	230,000.000	249,460.300	
ITALY BTPS 2.05 08/01/27	300,000.000	329,981.160	
ITALY BTPS 2.1 07/15/26	210,000.000	230,034.000	
ITALY BTPS 2.2 06/01/27	220,000.000	243,892.000	
ITALY BTPS 2.25 09/01/36	170,000.000	190,485.000	
ITALY BTPS 2.45 09/01/33	210,000.000	241,040.220	
ITALY BTPS 2.45 09/01/50	210,000.000	233,982.000	
ITALY BTPS 2.45 10/01/23	340,000.000	361,749.800	
ITALY BTPS 2.5 11/15/25	200,000.000	221,331.080	
ITALY BTPS 2.5 12/01/24	267,000.000	290,909.390	
ITALY BTPS 2.7 03/01/47	210,000.000	246,498.000	
ITALY BTPS 2.8 03/01/67	110,000.000	126,841.000	
ITALY BTPS 2.8 12/01/28	240,000.000	278,596.600	
ITALY BTPS 2.95 09/01/38	160,000.000	195,840.000	
ITALY BTPS 3.0 08/01/29	280,000.000	331,203.040	
ITALY BTPS 3.1 03/01/40	220,000.000	273,899.340	
ITALY BTPS 3.25 09/01/46	270,000.000	347,154.660	
ITALY BTPS 3.35 03/01/35	220,000.000	277,209.460	
ITALY BTPS 3.45 03/01/48	170,000.000	226,320.660	
ITALY BTPS 3.5 03/01/30	330,000.000	406,286.190	
ITALY BTPS 3.75 09/01/24	260,000.000	292,826.870	
ITALY BTPS 3.85 09/01/49	190,000.000	270,710.100	
ITALY BTPS 4.0 02/01/37	370,000.000	502,830.000	
ITALY BTPS 4.5 03/01/24	380,000.000	429,590.000	
ITALY BTPS 4.5 03/01/26	280,000.000	337,932.000	
ITALY BTPS 4.5 05/01/23	590,000.000	646,007.520	
ITALY BTPS 4.75 08/01/23	490,000.000	544,880.000	
ITALY BTPS 4.75 09/01/28	260,000.000	337,144.600	
ITALY BTPS 4.75 09/01/44	240,000.000	377,096.110	
ITALY BTPS 5.0 03/01/25	390,000.000	464,051.010	
ITALY BTPS 5.0 08/01/34	350,000.000	509,355.000	
ITALY BTPS 5.0 08/01/39	270,000.000	419,229.000	
ITALY BTPS 5.0 09/01/40	280,000.000	437,724.000	
ITALY BTPS 5.25 11/01/29	390,000.000	535,041.000	
ITALY BTPS 5.5 09/01/22	170,000.000	183,020.090	
ITALY BTPS 5.5 11/01/22	130,000.000	141,159.200	

ITALY BTPS 5.75 02/01/33	250,000.000	378,000.000	
ITALY BTPS 6.0 05/01/31	310,000.000	460,939.000	
ITALY BTPS 6.5 11/01/27	300,000.000	415,620.000	
ITALY BTPS 7.25 11/01/26	60,000.000	82,668.000	
ITALY BTPS 9.0 11/01/23	80,000.000	98,248.000	
NETHERLANDS 0.0 01/15/27	250,000.000	256,245.000	
NETHERLANDS 0.0 01/15/52	100,000.000	87,729.650	
NETHERLANDS 0.0 07/15/30	150,000.000	152,192.400	
NETHERLANDS 0.0 07/15/31	60,000.000	60,437.100	
NETHERLANDS 0.25 07/15/25	330,000.000	341,709.060	
NETHERLANDS 0.25 07/15/29	130,000.000	135,250.180	
NETHERLANDS 0.5 01/15/40	200,000.000	209,200.800	
NETHERLANDS 0.5 07/15/26	160,000.000	168,392.000	
NETHERLANDS 0.75 07/15/27	220,000.000	235,935.610	
NETHERLANDS 0.75 07/15/28	160,000.000	172,447.360	
NETHERLANDS 01/15/24	250,000.000	254,667.500	
NETHERLANDS 1.75 07/15/23	220,000.000	231,926.870	
NETHERLANDS 2.0 07/15/24	210,000.000	228,020.310	
NETHERLANDS 2.5 01/15/33	240,000.000	310,762.320	
NETHERLANDS 2.75 01/15/47	190,000.000	303,330.820	
NETHERLANDS 3.75 01/15/23	150,000.000	161,310.000	
NETHERLANDS 3.75 01/15/42	200,000.000	341,157.200	
NETHERLANDS 4.0 01/15/37	190,000.000	304,437.000	
NETHERLANDS 5.5 01/15/28	120,000.000	167,736.000	
NETHERLANDS 7.5 01/15/23	70,000.000	80,836.000	
SPAIN 0.0 01/31/25	290,000.000	293,741.000	
SPAIN 0.1 04/30/31	150,000.000	144,370.500	
SPAIN 0.25 07/30/24	230,000.000	235,010.320	
SPAIN 0.35 07/30/23	470,000.000	479,107.040	
SPAIN 0.4 04/30/22	130,000.000	131,203.800	
SPAIN 0.45 10/31/22	220,000.000	223,315.620	
SPAIN 0.5 04/30/30	330,000.000	334,367.550	
SPAIN 0.6 10/31/29	250,000.000	256,576.070	
SPAIN 0.8 07/30/27	350,000.000	367,920.000	
SPAIN 1.0 10/31/50	310,000.000	276,104.600	
SPAIN 1.2 10/31/40	210,000.000	211,463.280	
SPAIN 1.25 10/31/30	280,000.000	302,232.000	
SPAIN 1.3 10/31/26	270,000.000	291,535.200	
SPAIN 1.4 04/30/28	200,000.000	218,342.180	
SPAIN 1.4 07/30/28	270,000.000	294,867.000	
SPAIN 1.45 04/30/29	330,000.000	362,034.090	



	SPAIN 1.45 10/31/27	200,000.000	218,640.600	
	SPAIN 1.45 10/31/71	60,000.000	52,173.300	
	SPAIN 1.5 04/30/27	270,000.000	295,393.500	
	SPAIN 1.6 04/30/25	330,000.000	355,577.070	
	SPAIN 1.85 07/30/35	250,000.000	283,921.750	
	SPAIN 1.95 04/30/26	260,000.000	288,062.840	
	SPAIN 1.95 07/30/30	310,000.000	354,440.980	
	SPAIN 2.15 10/31/25	330,000.000	366,143.250	
	SPAIN 2.35 07/30/33	220,000.000	262,350.000	
	SPAIN 2.7 10/31/48	140,000.000	181,813.940	
	SPAIN 2.75 10/31/24	380,000.000	421,833.660	
	SPAIN 2.9 10/31/46	210,000.000	280,954.520	
	SPAIN 3.45 07/30/66	180,000.000	274,021.380	
	SPAIN 3.8 04/30/24	280,000.000	315,705.040	
	SPAIN 4.2 01/31/37	210,000.000	311,779.020	
	SPAIN 4.4 10/31/23	330,000.000	370,434.370	
	SPAIN 4.65 07/30/25	365,000.000	442,075.590	
	SPAIN 4.7 07/30/41	300,000.000	492,684.600	
	SPAIN 4.8 01/31/24	300,000.000	343,482.600	
	SPAIN 4.9 07/30/40	270,000.000	447,660.000	
	SPAIN 5.15 10/31/28	220,000.000	302,258.000	
	SPAIN 5.15 10/31/44	180,000.000	322,660.260	
	SPAIN 5.4 01/31/23	290,000.000	319,843.230	
	SPAIN 5.75 07/30/32	295,000.000	461,948.170	
	SPAIN 5.9 07/30/26	360,000.000	474,836.970	
	SPAIN 6.0 01/31/29	320,000.000	463,115.640	
	ユーロ 小計	75,287,000.000 (9,961,975,840)	87,840,029.920 (11,622,992,759)	
国債証券 合計		25,676,700,255.500 (25,676,700,256)	28,237,972,522 (28,237,972,522)	
合計			28,237,972,522 (28,237,972,522)	

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	国債証券 215銘柄	43.46	44.15
イギリス・ポンド	国債証券 46銘柄	6.45	6.56
イスラエル・シュケル	国債証券 10銘柄	0.41	0.42
オーストラリア・ドル	国債証券 25銘柄	2.23	2.26
カナダ・ドル	国債証券 25銘柄	2.03	2.07
シンガポール・ドル	国債証券 14銘柄	0.42	0.43
スウェーデン・クローナ	国債証券 7銘柄	0.32	0.33
デンマーク・クローネ	国債証券 6銘柄	0.48	0.49
ノルウェー・クローネ	国債証券 9銘柄	0.25	0.25
ポーランド・ズロチ	国債証券 11銘柄	0.62	0.63

マレーシア・リングgit	国債証券	14銘柄	0.47	0.47
メキシコ・ペソ	国債証券	14銘柄	0.78	0.79
ユーロ	国債証券	308銘柄	40.51	41.16

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

2021年5月31日現在

資産総額	3,181,513,867円
負債総額	4,167,427円
純資産総額( - )	3,177,346,440円
発行済数量	2,348,853,904口
1口当たり純資産額( / )	1.3527円

(参考)

MHAM外国債券インデックスマザーファンド

2021年5月31日現在

資産総額	29,193,648,342円
負債総額	258,908,657円
純資産総額( - )	28,934,739,685円
発行済数量	20,432,125,814口
1口当たり純資産額( / )	1.4161円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

### (3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に当たって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（2021年5月31日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)
種類株式の発行が可能	

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構（2021年5月31日現在）

###### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

###### 投資運用の意思決定機構

###### 1.投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

## 2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2021年5月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,456,996,517,130
追加型株式投資信託	833	15,634,860,948,038
単位型公社債投資信託	29	64,928,430,507
単位型株式投資信託	210	1,297,503,990,239
合計	1,098	18,454,289,885,914

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第36期事業年度(自2020年4月1日至2021年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。



## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第35期 (2020年3月31日現在)	第36期 (2021年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	32,932,013	36,734,502
金銭の信託	28,548,165	25,670,526
有価証券	996	-
未収委託者報酬	11,487,393	16,804,456
未収運用受託報酬	4,674,225	5,814,654
未収投資助言報酬	331,543	317,567
未収収益	11,674	7,412
前払費用	480,129	724,591
その他	2,815,351	2,419,487
流動資産計	81,281,494	88,493,198
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 1,006,793	1 915,815
器具備品	1 270,768	1 202,902
建設仮勘定	894	609
無形固定資産		
ソフトウェア	3,299,065	2,878,179
ソフトウェア仮勘定	221,784	1,109,723
電話加入権	3,931	3,931
投資その他の資産		
投資有価証券	261,361	261,360
関係会社株式	5,299,196	5,299,196
長期差入保証金	1,302,402	1,324,203
繰延税金資産	2,508,004	3,676,823
その他	111,162	591,970
固定資産計	14,285,364	16,264,717
資産合計	95,566,859	104,757,915

(単位:千円)

	第35期 (2020年3月31日現在)	第36期 (2021年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	3,702,906	3,730,283
未払金	4,803,140	7,337,541
未払収益分配金	966	846
未払償還金	9,999	9,999
未払手数料	4,582,140	6,889,193
その他未払金	210,034	437,502
未払費用	6,673,320	9,713,972
未払法人税等	4,090,268	4,199,922
未払消費税等	1,338,183	2,106,617
賞与引当金	1,373,328	1,789,597
役員賞与引当金	65,290	76,410
流動負債計	22,046,438	28,954,345
固定負債		
退職給付引当金	2,118,947	2,292,486
時効後支払損引当金	174,139	157,945
固定負債計	2,293,087	2,450,431
負債合計	24,339,526	31,404,777
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	19,552,957	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479
利益剰余金	49,674,383	51,800,187
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	49,551,090	51,676,893
別途積立金	31,680,000	31,680,000
繰越利益剰余金	17,871,090	19,996,893
株主資本計	71,227,341	73,353,144
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7	6
評価・換算差額等計	7	6
純資産合計	71,227,333	73,353,137
負債・純資産合計	95,566,859	104,757,915

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		第36期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	84,426,075		89,905,293	
運用受託報酬	16,912,305		17,640,234	
投資助言報酬	1,208,954		1,103,477	
その他営業収益	68,156		781,735	
営業収益計		102,615,492		109,430,741
営業費用				
支払手数料	34,980,736		37,003,102	
広告宣伝費	340,791		424,598	
公告費	375		400	
調査費	25,132,268		30,794,092	
調査費	10,586,542		11,302,420	
委託調査費	14,545,725		19,491,671	
委託計算費	698,723		543,135	
営業雑経費	990,002		938,891	
通信費	44,209		46,358	
印刷費	738,330		680,272	
協会費	71,386		71,361	
諸会費	22,790		23,936	
支払販売手数料	113,286		116,962	
営業費用計		62,142,897		69,704,220
一般管理費				
給料	10,817,861		10,586,117	
役員報酬	174,795		163,394	
給料・手当	9,087,800		9,030,562	
賞与	1,555,264		1,392,160	
交際費	40,436		8,168	
寄付金	8,906		7,757	
旅費交通費	320,037		50,081	
租税公課	651,265		912,570	
不動産賃借料	1,479,503		1,499,753	
退職給付費用	505,189		524,845	
固定資産減価償却費	882,526		1,078,185	
福利厚生費	44,352		44,004	
修繕費	1,843		777	
賞与引当金繰入額	1,373,328		1,789,597	
役員賞与引当金繰入額	65,290		76,410	
機器リース料	233		208	
事務委託費	3,625,424		3,793,883	
事務用消耗品費	104,627		68,534	
器具備品費	1,620		548	
諸経費	197,094		152,830	
一般管理費計		20,119,543		20,594,276
営業利益		20,353,050		19,132,244

（単位：千円）

	第35期 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）		第36期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	
営業外収益				
受取利息	4,440		27,079	
受取配当金	11,185		2,356	
時効成立分配金・償還金	49,164		362	
投資信託償還益	5,528		-	
為替差益	-		7,314	
金銭の信託運用益	-		1,229,697	
受取負担金	297,886		-	
雑収入	7,394		13,505	
時効後支払損引当金戻入額	3,473		13,011	
営業外収益計		379,073		1,293,326
営業外費用				
為替差損	19,750		-	
投資信託償還損	1		3	
金銭の信託運用損	169,505		-	
システム解約料	31,680		-	
早期割増退職金	-		48,755	
雑損失	104		5	
営業外費用計		221,042		48,764
経常利益		20,511,082		20,376,806
特別利益				
投資有価証券売却益	1,169,758		-	
特別利益計		1,169,758		-
特別損失				
固定資産除却損	1 16,085		1 1,511	
特別損失計		16,085		1,511
税引前当期純利益		21,664,754		20,375,294
法人税、住民税及び事業税		7,045,579		7,418,311
法人税等調整額		385,835		1,168,820
法人税等合計		6,659,743		6,249,491
当期純利益		15,005,011		14,125,803

## (3)【株主資本等変動計算書】

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	14,146,079	45,949,372	67,502,329
当期変動額									
剰余金の配当							11,280,000	11,280,000	11,280,000
当期純利益							15,005,011	15,005,011	15,005,011
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,725,011	3,725,011	3,725,011
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	17,871,090	49,674,383	71,227,341

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	846,755	846,755	68,349,085
当期変動額			
剰余金の配当			11,280,000
当期純利益			15,005,011
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	846,763	846,763	846,763
当期変動額合計	846,763	846,763	2,878,247
当期末残高	7	7	71,227,333

第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	17,871,090	49,674,383	71,227,341
当期変動額									
剰余金の配当							12,000,000	12,000,000	12,000,000
当期純利益							14,125,803	14,125,803	14,125,803
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	2,125,803	2,125,803	2,125,803
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	19,996,893	51,800,187	73,353,144

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	7	7	71,227,333
当期変動額			
剰余金の配当			12,000,000
当期純利益			14,125,803
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	1	1	1
当期変動額合計	1	1	2,125,804
当期末残高	6	6	73,353,137

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法</p>
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

(未適用の会計基準等)

## 1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

### (1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic 606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic 606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

### (2) 適用予定日

当社は、当該会計基準等を2021年4月1日に開始する会計年度の期首から適用する予定であります。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響はありません。

## 2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

### (1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされています。

### (2) 適用予定日

当社は、当該会計基準等を2021年4月1日に開始する会計年度の期首から適用する予定であります。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。



**注記事項**

(貸借対照表関係)

## 1. 有形固定資産の減価償却累計額

(千円)

	第35期 (2020年3月31日現在)	第36期 (2021年3月31日現在)
建物	320,020	407,133
器具備品	949,984	978,763

(損益計算書関係)

## 1. 固定資産除却損の内訳

(千円)

	第35期 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	第36期 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)
建物	-	944
器具備品	9,609	566
ソフトウエア	6,475	-

(株主資本等変動計算書関係)

第35期(自2019年4月1日至2020年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種類 株式				

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月17日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	12,000,000	300,000	2020年3月31日	2020年6月18日
	A種種 類株式					

## 第36期(自2020年4月1日至2021年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月17日 定時株主総会	普通株式	12,000,000	300,000	2020年3月31日	2020年6月18日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
2021年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月16日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	11,280,000	282,000	2021年3月31日	2021年6月17日
	A種種 類株式					

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引)を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券(投資信託)、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2)参照)。

第35期(2020年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	32,932,013	32,932,013	-
(2) 金銭の信託	28,548,165	28,548,165	-
(3) 未収委託者報酬	11,487,393	11,487,393	-
(4) 未収運用受託報酬	4,674,225	4,674,225	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	2,988	2,988	-
資産計	77,644,787	77,644,787	-
(1) 未払手数料	4,582,140	4,582,140	-
負債計	4,582,140	4,582,140	-

第36期(2021年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	36,734,502	36,734,502	-
(2) 金銭の信託	25,670,526	25,670,526	-
(3) 未収委託者報酬	16,804,456	16,804,456	-
(4) 未収運用受託報酬	5,814,654	5,814,654	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券	1,990	1,990	-
資産計	85,026,130	85,026,130	-
(1) 未払手数料	6,889,193	6,889,193	-
負債計	6,889,193	6,889,193	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第35期 (2020年3月31日現在)	第36期 (2021年3月31日現在)
非上場株式	259,369	259,369
関係会社株式	5,299,196	5,299,196

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

## 第35期(2020年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	32,932,013	-	-	-
(2) 金銭の信託	28,548,165	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	11,487,393	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	4,674,225	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	996	994	997	-

## 第36期(2021年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	36,734,502	-	-	-
(2) 金銭の信託	25,670,526	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	16,804,456	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	5,814,654	-	-	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	-	1,990	-	-

## (有価証券関係)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(第35期の貸借対照表計上額5,299,196千円、第36期の貸借対照表計上額5,299,196千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

第35期(2020年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
投資信託	-	-	-
小計			
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	2,988	3,000	11
小計	2,988	3,000	11
合計	2,988	3,000	11

(注)非上場株式(貸借対照表計上額259,369千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第36期(2021年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
投資信託	-	-	-
小計			
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	1,990	2,000	9
小計	1,990	2,000	9
合計	1,990	2,000	9

(注)非上場株式(貸借対照表計上額259,369千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

## 第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	1,298,377	1,169,758	-
投資信託	159,526	5,528	1

## 第36期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	996	-	3

（注）投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、償還によるものであります。

## （退職給付関係）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	第36期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,289,044	2,422,901
勤務費用	302,546	303,999
利息費用	2,087	2,180
数理計算上の差異の発生額	18,448	4,319
退職給付の支払額	187,749	245,143
過去勤務費用の発生額	-	1,567
その他	1,476	1,567
退職給付債務の期末残高	2,422,901	2,479,619

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	第35期 (2020年3月31日現在)	第36期 (2021年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,422,901	2,479,619
未積立退職給付債務	2,422,901	2,479,619
未認識数理計算上の差異	130,155	84,264
未認識過去勤務費用	173,798	102,868
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,118,947	2,292,486
退職給付引当金	2,118,947	2,292,486
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,118,947	2,292,486

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(千円)

	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	第36期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	302,546	303,999
利息費用	2,087	2,180
数理計算上の差異の費用処理額	38,861	41,571
過去勤務費用の費用処理額	69,519	69,362
その他	11,303	7,720
確定給付制度に係る退職給付費用	401,711	409,394

(注) 上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、当事業年度において48,755千円を営業外費用に計上しております。

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

## 主要な数理計算上の計算基礎

	第35期 (2020年3月31日現在)	第36期 (2021年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00% ~ 4.42%	1.00% ~ 3.76%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度103,477千円、当事業年度100,806千円であります。



## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第35期 (2020年3月31日現在)	第36期 (2021年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	221,053	260,377
未払事業所税	10,778	10,711
賞与引当金	420,513	547,974
未払法定福利費	78,439	92,748
未払給与	10,410	8,535
受取負担金	47,781	-
運用受託報酬	331,395	1,410,516
資産除去債務	14,116	18,079
減価償却超過額(一括償却資産)	50,942	25,808
減価償却超過額	82,684	51,986
繰延資産償却超過額(税法上)	323,132	301,965
退職給付引当金	648,821	701,959
時効後支払損引当金	53,321	48,362
ゴルフ会員権評価損	7,360	7,360
関係会社株式評価損	166,740	166,740
投資有価証券評価損	28,976	28,976
その他	11,532	5,283
その他有価証券評価差額金	3	2
繰延税金資産小計	2,508,004	3,676,823
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	2,508,004	3,676,823
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	-
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産の純額	2,508,004	3,676,823

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳  
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

## （企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

## 1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

## 2. 企業結合日

2016年10月1日

## 3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

## 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

## 5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

## 6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM （存続会社）	MHAM （消滅会社）
合併比率（*）	1	0.0154

（\*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

## 7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種類株式15,510株を交付しました。

## 8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

## 9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

## 10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

## 11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

## (1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212,500千円
取得原価		144,212,500千円

## (2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224,837千円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。	
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却	

## (3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451,657千円
	うち現金・預金	11,605,537千円
	うち金銭の信託	11,792,364千円
b. 負債の額	負債合計	9,256,209千円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539,592千円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

## (4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030,000千円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030,000千円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

## 12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

## (1) 貸借対照表項目

	第35期 (2020年3月31日現在)	第36期 (2021年3月31日現在)
流動資産	- 千円	- 千円
固定資産	94,605,736千円	84,609,003千円
資産合計	94,605,736千円	84,609,003千円
流動負債	- 千円	- 千円
固定負債	8,278,713千円	5,570,814千円
負債合計	8,278,713千円	5,570,814千円
純資産	86,327,023千円	79,038,188千円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	62,885,491千円	59,074,249千円
顧客関連資産	34,810,031千円	29,793,358千円

## (2) 損益計算書項目

	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	第36期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
営業収益	- 千円	- 千円
営業利益	8,954,439千円	8,823,626千円
経常利益	8,954,439千円	8,823,626千円
税引前当期純利益	9,111,312千円	8,823,626千円
当期純利益	7,536,465千円	7,288,834千円
1株当たり当期純利益	188,411円64銭	182,220円85銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811,241千円	3,811,241千円
顧客関連資産の償却額	5,149,555千円	5,016,672千円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)及び第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

## ( 関連当事者情報 )

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 親会社及び法人主要株主等

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当はありません。

第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当はありません。

## (2) 子会社及び関連会社等

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当はありません。

第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当はありません。

## (3) 兄弟会社等

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	5,793,912	未払 手数料	1,112,061
	みずほ証券株式会社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	10,294,840	未払 手数料	1,231,431

第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	6,435,839	未払 手数料	1,457,765
	みずほ証券株式会社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	12,767,199	未払 手数料	2,524,882

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

## (1株当たり情報)

	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	第36期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	1,780,683円32銭	1,833,828円44銭
1株当たり当期純利益金額	375,125円27銭	353,145円08銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	第36期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
当期純利益金額	15,005,011千円	14,125,803千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	15,005,011千円	14,125,803千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。



## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名称	みずほ信託銀行株式会社
資本金の額	247,369百万円(2020年3月末日現在)
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
みずほ証券株式会社	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(注) 資本金の額は2020年3月末日現在

### 2【関係業務の概要】

#### (1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

#### (2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

### 3【資本関係】

該当事項はありません。

持株比率5%以上を記載します。

## 第3【その他】

(1) 目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。また、以下の内容を記載することがあります。

- ・ 金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
- ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号
- ・ 詳細情報の入手方法

委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など

請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨

- ・ 目論見書の使用開始日

- ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
  - 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
  - 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- ・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載

(2)有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に記載することがあります。

(3)投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。

(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

(6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。

(7)有価証券届出書第一部「証券情報」（12）その他 に記載の「ラップ口座にかかる契約に基づいて、ラップ口座の資金を運用するためのファンド」におけるラップ口座については、目論見書において、各販売会社で用いる固有の名称を記載することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

アセットマネジメントOne株式会社  
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 丘本 正彦 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬 印

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

2021年6月18日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丘本正彦 印  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAM外国債券インデックスファンド（ファンドラップ）の2020年5月9日から2021年5月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAM外国債券インデックスファンド（ファンドラップ）の2021年5月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。